第１回館山市議会定例会会議録

（第２号）

1　昭和６２年３月９日（月曜日）午前１０時

1　鯖山市役所議場

1　出席議員　２３名

１番　神田　守隆	２番　田沢　勝信
３番　山中金治郎	４番　小宮　利夫
５番　横溝　　功	６番　生稲　　陞
７番　榎本　春光	８番　日下　君敏
９番　福原　　勤	１１番　飯田　義男
１２番　石井　　謀	１４番　伊藤幸太郎
１５番　渡辺　昭夫	１６番　松下　正己
１７番　近藤　好雄	１９番　黒川　平治
２１番　吉田勇治郎	２２番　林　　豊
２３番　伊賀　多朗	２４番　流山源次郎
２５番　五十嵐　昇	２６番　石井　　正
２７番　安西　益男	

1　欠席議員　　３名

１０番　川名　正二	１３番　石井　昌治
２０番　石井　武敏	

1　出席説明員

市　　長　半澤　良一	助　　役　小倉　澄男
収　入　役　山田　俊康	市長公室長　斉藤　武男
総務　部長　飯野　芳郎	民生　部長　渡辺　　弘
経済　部長　安西　良一	水道　課長　石井　敏夫
教育委員会委員長　正木　高朗	教育委員会教育長　福原　　修

1　出席事務局職員

第１号に同じ

1　議事日程（第２号）

昭和６２年３月９日午前１０時開議

日程第１　行政一般通告質問

開　　議　午前１０時０３分

○議長（伊賀多朗君）　本日の出席議員数２３名、これより第１回市議会定例会第２日目の会議を開きます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

行政一般通告質問

○議長（伊賀多朗君）　日程第１、これより通告による行政一般質問を行います。

締め切り日の３月４日正午までに提出のありました議員、要旨及びその順序はお手元に配付のとおりであります。

これより順次質問を行います。

この際、申し上げます。通告質問者は以上のとおりであり、他に関連質問等の発言もあろうかと思いますが、本日は通告者のみといたします。

発言の方法は、最初の発言を２０分以内とし、執行当局の答弁は時間外、再質問は答弁を含めて３０分以内といたします。

これより順次発言を願います。

１番議員神田守隆君。御登壇願います。

（１番議員神田守隆君登壇）

○１番（神田守隆君）　すでに通告した５点にわたって市長の所信をお尋ねいたします。

まず、最初は売上税に対する市長の所信をお尋ねしようとするものであります。

今、日本国中で、中曽根内閣と自民党が売上税の導入とマル優廃止で年間４兆５０００億円、４人家族で１６万円にも上る戦後最大の大増税を強行しようとしていることに対して、怒りが渦巻いております。全国で１０００を超える自治体が反対を決議し、商店会や小売り業者、百貨店協会、チェーンストア協会など強く反対するなど反対運動は大きく広がっております。自民党の国会議員も各地で売上税反対を言い出すなど、いわゆる身内の反乱も起こっております。

それというのも、昨年の衆参同時選挙で中曽根首相は大型間接税はやらないと繰り返し国民に約束していたにもかかわらず、選挙で勝ったら公約をかなぐり捨てて売上税の導入とマル優廃止をやろうというからで

あります。

中曽根首相は、売り上げ１億円以下の業者を非課税にする、若干の非課税品目を設けるなどを理由に、売上税は大型ではないので公約違反ではないなどと言い逃れをしています。しかし、どんなに弁解しても原則としてすべての商品、サービスに取り引きのあらゆる段階で課税し、非課税業者といえども仕入れに係る税を免れることのできない売上税は大型間接税そのものであります。

我が党の不破委員長が、国会の代表質問で、売上税が１円もかかわらない商品があるのかと質問したのに対し、中曽根首相は全く答えることができませんでしたが、売上税は大型間接税そのものであり、公約違反は明らかであります。中曽根首相は減税のための増税だからがまんせよともいうべき見え透いた欺瞞を行っています。

一体、増税分との組み合わせで見て、勤労国民にとって減税の恩恵はあるでありましょうか。ほとんどの世帯にとって所得税、住民税の減税は数千円から数万円に過ぎません。一方、増税は４人世帯で平均１６万円にもなるのであります。我が党の試算では年収９００万円以下では減税よりも増税となるのであります。月給５０万円以上でないと減税にはなりません。９割を超える圧倒的国民が差し引き大幅負担増を迫られるのであります。館山市民にとっては、事態はより一層深刻であろうかと思います。

減税の恩恵を一手に受けるのは、法人税が４３．３％から３７．５％へと大幅に減る大企業と所得税が一挙に軽くなるひと握りの大金持ちだけであります。トヨタ自動車の８５年度決算にあてはめると何と１社で３８０億円もの減税ですし、資本金１０億円以上の大企業では１兆１０００億円もの減税となるのであります。

庶民のマル優を廃止しながら、大金持ちの預金利子に係る税率は３５％から２０％へと４割以上もの軽減であります。増減税同額とは庶民の懐から奪って大企業、大金持ちに回すことにほかなりません。このような不公平の拡大は絶対に許せません。

それだけではありません。売上税は税率を１％引き上げるだけで１兆円以上の財源を生み出す税制であり、３％の引き上げで現在の軍事費を

倍にできるのであります。軍拡のための財源づくりにしようとしていることは明らかであります。戦争のための増税は絶対に認められません。

売上税導入は、市財政への影響も深刻だと言わなければなりません。自民党の「税制改革ＱアンドＡ」では、地方財政については完全に補てんされ、地方財政の運営にいささかの支障も来たさないよう配慮されていますと得々と書いております。しかし、それは地方税などの自治体の税収減の補てんとして売上譲与税などで配分するというだけのことであります。売上税実施による物価値上がりによる歳出増については全く手当てされておりません。自治省は売上税実施によって自治体の歳出増は１兆円以上との試算結果を国会に提出いたしました。館山市新年度予算で試算すると２億６０００万円もの歳出増となります。まさに市財政への影響は深刻であります。

市民の暮らしを守る上でも、市財政を守る上でも売上税は大問題であります。県内他市の各市長が国の指導に屈せず、この売上税の実施を前提とした売上譲与税を当初予算案に計上しなかったのは当然のことであります。こうした中で、ひとり館山市だけがあえて売上譲与税３５００万円、利子割交付金１０００万円を計上いたしました。政治家としての半澤市長の見識はどうなのかと問わざるを得ないのであります。

以上の点を指摘し、売上税についての市長の所信をお尋ねいたします。

まず、第１点は、売上税導入とマル優廃止は市民生活に深刻な影響を及ぼすと思うが、市長はどのように考えているのか。第２点、売上税導入は市財政への影響も深刻と思うがどうか。第３点、売上譲与税、利子割交付金の予算案計上は撤回すべきと思うのであるが、どのように考えているのかお聞かせをいただきたいと思うわけであります。

次に、大きな第２点、国民健康保険証の取り上げについてお尋ねをいたします。

市長は、施政方針の中で「市長就任以来今日まで人間尊重を基本理念として市政運営に全力を傾注してまいりました」と述べております。ところで、本年１月より国民健康保険法の改悪により同法第９条第３項において市町村は災害その他の政令で定める特別の事情がないのに保険料、税を滞納している世帯主に対し、被保険者証の返還を求めることができ

るとなりました。国民健康保険の国庫負担率を４５％から３８．５％に削っておきながら、全国的に滞納が激増する中にあって中曽根自民党内閣が今度は保険証を取り上げろというのであります。しかし、この規定は「求めることができる」ということであり、実際の判断は市長の判断に委ねられているということになります。

保険証の取り上げは人の命にかかわる重大な問題であり、軽々に行われるべきではありません。それこそ人間尊重の理念に反する行為と言わなければなりません。市長はこの問題についてどのようにお考えかお聞かせをいただきたいと思います。

次に、大きな第３点は水資源の確保の問題についてであります。

１２月市議会の御答弁では、昭和７５年には安房地域で日量１万５０００㌧の水不足が見込まれ、県では南部地域の広域的水道整備の基本方針を定める予定である、安房郡市町村としては君津地域からの導水の実現を県に要望しているところだ、というものでありました。しかし、同時に県の水政課としては、君津地域の余剰水については調査中ということしか御答弁がいただけなかったわけであります。

私は、水資源確保の問題では県に対して、県の対応待ちということではなく、積極的な働きかけをしないと打開は難しいのではないかと考えるわけであります。

県職員らの方々が試算された試案として出された案があります。君津の豊英ダムから工業用水を転用して１日２万㌧をくみ上げ、４００㍉の管で館山市北条まで送水しようというものでありますが、建設費は６７億円、給水原価はトン当たり１５３円と大変に安く水を供給することが可能であります。

市は具体的な案をもって君津地区からの導水を県に強力に働きかけるべきであると思うのでありますが、そのことが導水事業を推進する上で重要だと思うのです。この点についていかがお考えかお聞かせをいただきたいと思います。

次に、大きな第４点、小型合併浄化槽設置に対する助成制度についてお伺いいたします。

先日、コミュニティ主催で開かれました家庭雑排水を考える催しでは

市長も参加されておりました。参加者も多く、かつまた真剣なやりとりがされていたことはよくおわかりと思います。汐入川や北条海岸など海や河川をきれいにすることに市民の熱意は大変に強いものがあると同時に、市政に対する期待も大変大きいといわなければなりません。

昨年、9月市議会でも小型合併浄化槽設置に対する助成の実施について、国が補助事業とした場合、市としてはこれを率先実施するのかと迫ったわけでありますが、一刻も早くこの事業に取り組むべきではないかと思うのですが、どのようにお考えなのかお聞かせをいただきたいと思います。

最後に、大きな第5点、海洋性リゾートタウン計画についてお尋ねをいたします。

市政方針の中では、総合的な海洋性リゾートタウン計画を推進する中で、新しい時代の要請に対応した産業の振興を図り、定住性の確保と魅力ある雇用機会の創出に努めてまいりたいとしています。現在、雇用の問題は大変深刻な事態にあると言わなければなりません。この海洋性リゾートタウン計画ではどのような雇用をどのくらい期待できるものと考えておるのかお聞かせをいただきたいと思うのであります。

以上、5点にわたり御質問いたしましたが、御答弁によりまして再質問をさせていただきたいと思います。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君）　御質問にお答えをいたします。

大きな第1点は、売上税に対する市長の所信を問うということでございます。

その小さな第1点、売上税導入とマル優廃止は市民生活に深刻な影響を及ぼすが市長はどう考えているかという御質問でございますが、売上税の導入とマル優制度廃止の是非につきましては、それぞれの立場でいろいろな御意見があると思います。確かに市民生活に何らかの形で影響があるとは思いますが、総体的に見た場合、その影響の度合いがどの程度になるのか、一概に判断することは難しいことであると考えております。

いずれにいたしましても、現在、国会の場で審議中でございますので、

その審議の中で、十分に審議を尽くしていただくのが当然であろうかと思います。

したがいまして、その推移について注意深く見守ってまいりたいと考えております。

次に、第２点、市財政への影響も深刻と思うがどうかという御質問でございますが、売上税の導入が与える消費者物価の影響につきましては、経済企画庁の見通しによりますと、６２年度の消費者物価は１．６％の上昇、そのうち売上税の影響については０．４％程度ということでございます。

本市の歳出予算における物件費、建設事業費等への影響につきましては、現在、導入が予定されております売上税は６３年１月から実施ということになっております。したがって、いろいろな見方はあるかと思いますが、例年、物品の購入や事業の執行はその大半が年内に終了する状況にあること等から、影響は極めて少ないものと考えております。

次に、第３点の売上譲与税、利子割交付金の予算計上は撤回すべきと思うがどうかということでございますが、従来から予算の編成にあたりましては、政府が閣議決定し、国会に提出している国の財政対策、いわゆる地方団体の財政運営の指針でございます地方財政計画に沿って編成しているところでございます。したがって、税制改革なり国庫補助金カット等の影響について、法案の成立に先立ちまして年間見通しを立てた上で通年型予算としているところでございます。今回も同じ措置をさせていただいたということでございまして、売上譲与税及び利子割交付金の予算計上につきましては御理解を賜りたいと思います。

次に、大きな第２点、国民健康保険証の取り上げは市長の言う人間尊重の理念に反すると思うがどうかという御質問でございます。

老人医療費を国民全体が公平に負担するという理念を踏まえまして老人保健法等の一部を改正する法律が本年１月１日から施行されました。これに伴い国保制度の中でも被保険者間の負担の公平を図るために国民健康保険法が改正され、特別の事情等があるものを除く滞納者への措置が講じられたわけでございます。

現在、回覧により法改正の周知徹底を図る一方、本年３月末日が被保

険者証の更新時にあたりますので、国保税滞納世帯には交換手続き及び法改正内容を通知いたしまして、納付相談、納付指導等を実施しておりますが、これに応じない長期間滞納者で特別の理由等もなく故意に国保税を滞納している者を対象に適正な運用を行ってまいりたいと考えております。

次に、第３点、水資源確保について君津地区からの導水事業を推進することについてはどうかという御質問でございます。

半島振興法に係る意向調査の中で、広域的かつ長期的な水源確保として県において水道用水供給事業体を設置し、水源の豊富な君津地区からの導水管により原水の供給をしてほしい旨の要望をしているところでございます。

県では、半島振興計画――これは案でございますけれども――半島振興計画案の中で、南部地域の総合的水資源開発利用計画の策定に係る調査として、主要水系のダム等による水資源開発や地下水開発及び海水淡水化等の調査を実施し、地域の実情に即した広域的な水資源開発を図るとしております。

ただいま御提言のございました豊英ダムよりの導水も一つの案ではございますが、水利権等の難しい問題も抱えているようでございますので、今後振興計画の進められる中で十分調査検討が行われ、その実現をみることを期待しているものでございます。

なお、水資源の確保は当市にとりまして重要課題でございますが、当面、調査中の福沢ダム計画の積極的推進を図る所存でございます。

次に、第４点、小型合併浄化槽設置に対する助成制度についての御質問でございます。

生活雑排水対策の有効な手段でございます家庭用小型合併浄化槽につきましては、設置補助制度、融資制度とも国において昭和６２年度予算案に計上され、現在国会に提出されているところでございます。また、１１人以上５０人未満の合併浄化槽も技術開発、規格化型式認定が進められている現況にありますので、これらを含め今後国、県の動向をみながら個別処理、または数戸で設置可能な共同処理についての補助制度につきまして検討してまいりたいと思います。

次に、大きな第5点、海洋性リゾートタウン計画についてでございます。

海洋性リゾートタウン計画の一環として南たてやまマリンパーク基本構想を現在コンサルタントに委嘱し、3月末をもって基本構想がまとまります。

構想の基本理念といたしましては、民間活力の導入等を図りながら地域住民及び漁業関係者の活性化となるような事業を企画検討し、さらにこの計画が館山市観光の一大拠点となるとともに、雇用の拡大につながるよう考えているところでございます。

答弁を終わります。

◎1番（神田守隆君）　売上税の問題ですが、市長は、いろいろな市民生活の影響については判断が難しいということで、市長自身の判断はここでされなかったわけでありますけれども、こういう問題についていかがお考えですか。

市長さんは、たしか自民党の中村先生の後援会の会長さんというお立場だと思いますが、私は、今度の税制改革は選挙公約に対する違反ではないかという点を非常に強く感じるわけです。大型間接税をやらないということが自民党の選挙公約でありましたから。これは自民党の問題だということではなくして市長さん自身がそうした後援会の会長というお立場もあるわけですから、市長自身がその辺についてどう考えておるのか。市民の多くがその御意見をお聞かせ願いたいと思っているところだと思うんです。この点いかがお考えですか。

◎市長（半澤良一君）　売上税が大型間接税であるかどうかということについては、いろいろ議論の分かれるところでございまして、中曽根さんは大型ではない中型だと言っておりますので、私としても大型と言えないんではないかというふうに考えております。

◎1番（神田守隆君）　そういう議論で、大型ではないというと、市長さん自身もそういう御意見だということで大変なことだと思います。

私は、売上税、これは日本の税制の中で非常に重大な問題を持っていると思うんです。売上税というのは、例えば、非課税世帯――所得税がかからない世帯、あるいは生活保護世帯、こういう世帯に対しても税金

かかるわけです。日本の税制の基本的な考え方としてこれまでとられてきた生計費非課税という原則を真っ向から否定する税制度じゃないですか。このこと一つ、大変重大な問題だと思うんですが、市長はその辺についてどうお考えですか。

◎市長（半澤良一君）　どうも、租税問題というのはもっと深い租税理論を理解しないとなかなか正しい判断ができないと思いますが、私もそうした深い理論を持っておりませんので、御答弁差し控えたいと思います。

○１番（神田守隆君）　市長さん、御答弁いただけないようですけれども……。

やはり、生計費非課税という原則は大変重要なことですし、これが実施されますと、いわば生活保護世帯とか、あるいは非課税世帯、こういう社会の中で非常に低い生活、最低の生活をしているそういう部分にまで税金かけるということになるわけですから。市長さん、日本国憲法の中で誰でも健康にして文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、これは御存じだと思うんです。そういう最低限度の生活を営む権利を有する国民に対して課税をする、これはさかさまなんです。国がその責任があるんです。国が責任ある人たちから税をとるというのは逆なわけで、租税理論というのは――我が国がとってきた租税理論は、応能原則というような非常に大きく所得のある人からはそれなりの負担をしてもらう、こういう基本的な考え方ですね。そういうことを通して社会的な所得の再配分を行ってきたというのがこれまでの税の基本的な考え方だと思うんです。それを今回はひっくり返すということですから、大変な大きな問題だと思うんです。

市長さんは、そういう形で御答弁逃げるようでありますから……。今度の税制改革で私どもで大体９００万円以上の方は減税になるであろう、市長さんの月給が６９万６０００円ですね、年収でみますと大体１２００万円近くの年収をもらっています。確かに１２００万円からの年収のある方にしてみると３９万円ですね、減税になるのは。非常に大きな減税です。３９万円といえば私どもの１ヵ月間の給料よりもはるかに高い、それだけの減税がくるわけです。

しかし、９００万円以下の世帯、これはみんな増税になるわけです。例えば、年収３００万円のサラリーマン世帯、３００万の年収世帯ですと６万７０００円からの増税になりますし、５００万くらいでも７万８５４０円というような増税になる、こういうようないわゆる国民の多数、大体国民の所得の今の水準からいけば大体ほとんど多数９００万円以下ということになると思いますから、９０％以上の人が増税になるんです。市長さん自身は減税になるから知らぬということでは許されないことなんです。圧倒的多数が増税になる、国民のほとんどが増税になるんじゃないですか。市長さん、その辺についてどう考えていますか。

○市長（半澤良一君）　売上税の問題は政治の問題でございますので、先ほど申し上げましたように国会で十分ひとつ御審議をいただきたい、私どもはそれを見守っていきたいと考えております。

○１番（神田守隆君）　これは政治の問題なんです。ですから政治家である市長にお尋ねしているんです。国会でやるべき問題だというようなことではないです。市長さんは中村先生の後援会長なんです。政治家としてどういう見識があるのかということが問われているんです。「私は知りません」では政治家としての見識がないんだというふうに言わざるを得ないんですが、いかがですか。

○市長（半澤良一君）　中村代議士の後援会長であることが、それが政治家であると言えるのかどうか、また市長がそれだけの深い見識を求められているのかどうか、問題があるところだと思います。

○１番（神田守隆君）　市長さん、自分には見識が求められているかというような言い方をしましたけれども、求められているんですよ。みんなそう思ってるんです。市長さんは館山市を代表する人だとみんな思っているんです。そう思いませんか。だから市長になったんでしょう。そんな言い逃れはやっぱりみっともないです。

市財政への問題ですが、先ほどの御答弁ですと、６３年１月実施だ、それまでにみんな買っちまうからそんなに影響は出ないだろう、こういうお話でした。諸外国の実際の売上税、いわゆる間接税の実施の例から見ますと、６３年１月の実施だと言いますけれども、消費者物価が上がるのはそれよりもどこの国の例でも半年以上前から上がるんです。当然

じゃないですか、それは。６３年１月から売上税が上乗せになるんだということがわかっているんですから、早く買おうとしますし、館山市自身も早く物品を購入しようとするんじゃないですか。そういうことから特別の需要が生まれますから、物の値段が上がるんです。実際に上がっているんです、諸外国の例でも。ですから、６３年１月実施だから、それから値が上がるんじゃないんです。これがもし決まれば半年以上前、すなわち６２年度の予算全体に影響を及ぼしてくる大問題なんです。いかがですか、その辺どう考えているんですか。

○総務部長（飯野芳郎君）　今回、国の方で作成しております地財計画によりますと、そういうものも織り込んで地財計画を作成しているというふうに言われているわけです。

先ほども市長から御答弁申し上げましたとおり、経済企画庁では６２年度の経済見通しといたしまして、売上税の導入があるという前提で物価が６２年度で１．６％上がるというふうな試算をしているわけでございまして、これに基づきまして地財計画が策定されているということでございますので、当市といたしましてもほとんど年内に６２年度の物品購入、あるいは公共事業の発注につきましてはほとんどが例年の例で見ますと年内発注になっているということですので、大した影響がないというふうに考えているわけでございます。

○１番（神田守隆君）　そうすると、この売上税の実施に伴うものを今回の館山市予算では織り込み済みなんですか。そういうふうに歳出がふえるという点については今の御答弁ですと織り込んでいる、こういうふうに聞こえるんですがいかがですか。

○総務部長（飯野芳郎君）　予算を編成いたしますときには、物品の購入とか、それから公共事業の工事費の見積もりにあたりましては、当然物価上昇ということがあり得るということで予算を編成しているわけでございます。そういう予算編成をしておりますので、ほとんど年内に発注するということですので、大した影響がないというふうに考えているわけでございますけれども、来年の１月以降若干の発注も当然あり得るわけでございますけれども、その予算につきましては内部捻出なり何かをしてやっていきたいというふうに考えております。

○１番（神田守隆君）　自治省が、売上税によって自治体の歳出増が１兆円を超えるという資料を国会に提出したことは御存じですか。
○総務部長（飯野芳郎君）　私は、特にそういう資料は承知しておりません。
○１番（神田守隆君）　売上税が実施されますと――自治省の資料は大変控え目な数字であります、実際に物品購入だとか、建設事業だとか、そういう極めて限定されたものですが、１兆円を超える――１兆１０９億円という資料を国会に提出いたしました。これは大変なことだろうと思うんです。

売上譲与税で――５兆８０００億ですから、そして地方税収の補てん分だとして回すのはその７分の１でしょう、それを超える歳出増が出るわけです。地方税収の補てんだということで売上税の７分の１がきたとしても、それでとんとんだとしても、この自治体が１兆円を超える歳出増になる、大変な金額じゃないですか。１００億じゃないんですよ、１０００億でもないんです、１兆円です。０．何％だとか何とかという数字じゃないです。大変な金額だと思うんですが、それを知らないというんでは、これは織り込んだなんてとんでもない話じゃないですか。
○総務部長（飯野芳郎君）　地財計画につきましては、地方課で自治省に照会したところ――我々が直接自治省には照会できませんので、地方課を通じて自治省の見解をただしたところ、今回の地方財政計画には物価上昇あるいはＧＮＰの伸び率を見込んで地財計画を立てているというふうにいわれているわけでございまして、１兆円が入っているというふうには地方課の方では言っていないわけでございます、ですけれども、自治省の見解としては、具体的な数字は我々は地方課を通じては聞き出せませんでしたけれども、当然売上税導入に伴う経費は織り込み済みであるというふうに聞いております。
○１番（神田守隆君）　それじゃ説明にならないでしょう。織り込み済みだと言って１兆円の話は聞いてないというんでは……。そうじゃないですか。
○総務部長（飯野芳郎君）　先ほども御答弁申し上げましたとおり、具体的な数字は地方課を通じては聞き出せなかったということでございま

す。

◎１番（神田守隆君）　聞き出せなきゃ織り込みようがないでしょう、大体。織り込んでないんでしょう、市の方では。この１兆円もの歳出増というのは大変な問題です。館山市が、新年度の当初予算で見ましても、物件費やあるいは建設費、用地買収費を控除して、こういう関係で３２億９９００万ですか予算を組んでいるわけです、こちらで試算してみますと。こうしたものは全部売上税の直接的な影響を受けることは間違いないんじゃないですか。物件費、維持補修費、普通建設費――この中から用地買収費を控除して、いかがですか。

◎総務部長（飯野芳郎君）　先ほども申し上げましたとおり、当然そういう物価上昇を加味して予算積算をしてございますので、織り込み済みであるというふうに理解しているわけでございます。

◎１番（神田守隆君）　後で補正予算だなんていうことで、売上税分だなんていうことは出てこないと、もうすでに組んであるからということになるんですよ、今の御答弁聞いていますと。そういうことなんですか。

◎総務部長（飯野芳郎君）　来年の１月から導入されますので、例年ですと８割から９割方が年内に執行しているわけでございます、ですので来年１月の導入に伴いまして約１割方の未発注のものがあるわけでございますけれども、未発注のものの経費増につきましては内部捻出等で賄っていきたいというふうに考えております。

◎１番（神田守隆君）　どうも話が、それ以上の御答弁いただけないようですから、今の御答弁では全く理解できません。

売上譲与税、税子割交付金の予算計上の問題では、地財計画に沿ってやったまでのことで、今回も同じことだ、こういうことなんですね。しかし、市長さん、県下２８市の中で２７市の市長さんが売上譲与税当初予算案に計上しなかったわけです。市長さんだけがやったわけです。最終的に予算編成権というのは市長さんが持っているわけです。ですから、ほかの市長さんが自分の予算編成権に基づいて計上しなかった。確かに国の指導なり、地財計画の中でうたってはいる、こうしなさい、ああしなさい、いろいろ国の意見を留意するというのは当然です。しかし、最終的に予算編成権を握っているのは市長さん、市長さんの判断なんです。

ほかの市長さんがみんな計上しなかったのに半澤市長さんだけが計上した、ここに際立っているんです、この売上税についての問題が。どうして市長さんがこういう態度になったのかどうしても理解できないんです。いかがですか、この辺について、ほかの市長さんがみんな計上しなかった問題については、どうお考えになっていますか。

◎市長（半澤良一君）　ほかの市長さんがどんな考え方で計上しなかったか私の関知するところではございませんけれども、従来、地財計画に基づいて予算編成してまいりました、今回も地財計画に基づいて編成をいたしたわけでございまして、特にこれらを除外しなければいけない理由はないというふうに考えているわけでございます。

もちろん、売上税、マル優課税の税法改正いかんによっては国からまた新しい指針が示されると思いますので、それに従って補正予算を組む、そういう考え方でございます。

◎１番（神田守隆君）　予算の編成権を持っているのは市長さんです。先ほども言いましたけれども、ここで求められていることは政治家としての判断だと思うんです。国の地財計画がそうだからということでやるならば、言葉は悪いかもしれませんけれども、政治家でない事務部門の方で十分です。国の地財計画に沿ってやるということだけであるなら。市長さんはあくまでも政治家という立場をお持ちなわけです。ですから、ほかの自治体の市の市長さんは政治的な判断をなさってすべて計上しなかったわけです。国が地財計画で出したから計上したまでだというんでは、端的に言って国の指針、国の言うことべったりだ。市長さんは市長としての独自の見識なり持ってないのか、こういう声が出てくるのは当然だと思うんです。

いかがなんですか、ここで売上譲与税、利子割交付金の予算案計上については改めて、私は国の言うとおりにやる、そういうような姿勢ではやはり市民が納得できない、今からでも遅くはないからこの売上譲与税、利子割交付金については撤回をなさってはいかがかと思うんですが、いかがですか。

◎市長（半澤良一君）　売上税については、私は賛成でもなければ反対でもないわけで、あくまでも国会の審議にまちたい、それから非課税貯

蓄に対する課税についてもやはり同様に考えているわけでございまして、今、国会で審議されているわけでございますから、その結果をまちたいということで地財計画に従ったわけでございます。

◎１番（神田守隆君）　市長さんのお考えがどこにあるかというのは大変よくわかりました。地財計画に沿ったまでだということで、やはり予算というのは編成権持っているわけですから、私は市民の声、こうした売上税に反対する今の世論、こういうものを十分に判断する、こういうことが政治家としては大変大事なことなんだということを指摘しておきたいと思います。

次に、大きな第２点に移ります。

国民健康保険証の取り上げの問題ですが、今回の法改正によって国民健康保険証の取り上げがされるということで滞納世帯に通知をなさったということでありますが、この通知をしたのは何世帯に通知をなさったのかまずお聞かせをいただきたいと思います。

◎民生部長（渡辺　弘君）　滞納世帯の通知件数でございますが、９９０件でございます。

◎１番（神田守隆君）　この９９０件というのは、滞納世帯全部に――この間の決算の数字等読みますと１４００件ぐらい滞納世帯があるというふうに理解をしているわけですが、この９９０件というのはどういう数字なんですか。

◎民生部長（渡辺　弘君）　この９９０件につきましては、今回の国民健康保険法の一部改正の中にもございますように、老人保健適用者、さらには公費負担者等、また特別の事情があるものとして５項目ほどあるわけでございますが、それらの方々を除きまして、年税額――これは滞納繰越分も含みますけれども２分の１以上滞納している方々に対して通知を出したわけでございます。

以上でございます。

◎１番（神田守隆君）　保険証の取り上げというのは大変重大な問題を含んでいるというように思うわけです。今のお話ですと、大体どういう世帯に対して送ったというのはわかるわけですが、こうした世帯にとってはその通知を受け取れば保険証が取り上げられるというようなことが

あり得るという通知ですから、大変大きな不安が広がっているわけです。

そこで、９９０世帯というと国保の大体１割ぐらいに該当するかと思うんですが、大変多くの世帯になるわけですね。先ほど出された条件は、納付相談に来てもらいたいということと、それから長期間にわたっている場合、さらに３つ目に故意というような３つの条件を言ったわけですが、こうした方に対しては保険証の返還を求めるんだ、こういうことですね。そうすると、納付相談に応じていればまずそういうことはないというふうに理解をしていいんですか。

○民生部長（渡辺　弘君）　この特別の事情があるものということは、神田議員さん御承知のように法第９条第３項、それから施行令の第１条の３でもってそれぞれ取り決めがあるわけでございます。これらの実質的な運用にあたっては慎重かつ適正に行うべきだ、それは私たち事務レベルでも十分了知しておるわけでございます。

その適切な措置とは何かということになりますと、ただいまお話のございましたように督促ですとか、また催告ですとか、またそれに続く納税相談、納付相談に一向に応じない、また連絡もない、そのような方たちに対して、先ほど市長から答弁申し上げましたように、あくまでもこの国民健康保険法の一部改正の趣旨は被保険者間の負担の公平にあるわけでございます、それらを十分に踏まえて連絡をし通知をいたしたところでございます。

以上でございます。

○１番（神田守隆君）　納付相談に見えない方についてというのはわかっているんです。そうすると、納付相談に行けば大変親切にいろいろ納付のことについて相談にのってくれて、納付相談に行けばまずこういう保険証の取り上げということはないというふうに理解していいんですか。

○民生部長（渡辺　弘君）　そのような措置で実施してまいりたいと考えております。

○１番（神田守隆君）　国民健康保険の問題については、非常に重大な問題を含んでおります。納付相談に応じるということであればそうした強行措置、取り上げということがないんだという御答弁でしたから、そういうことでぜひ運用を図っていただきたいと思います。

同時に、特別の事情のある場合というのは、非常に、該当するものを見ますと、減免の規定と大体同じ内容を持っています。したがって、こうした特別の事情にある場合、保険証を取り上げるどころか、本来でしたら、国保税を免除するなり減免するなりするのが本来必要だった、またそういう申し出があれば当然しなければならなかったという世帯だろうと思うんです。そういう点についての指導も行うんですか。

◎総務部長（飯野芳郎君）　減免につきましては、従来からも実施しているわけでございますけれども、当市の条例の規定に基づきまして特別の事情があるものについては減免の措置を講じているわけでございます。具体的には申請者の個々の財政状況とか、生活状況、家庭状況の実態を勘案いたしまして実施しているところでございます。

◎１番（神田守隆君）　小型合併浄化槽の問題でお伺いいたしますが、国、県の動向をみながら補助制度は検討するということであります。国はすでにこうした補助事業を実施するということで、この予算が決まれば、金額的には１億円というふうに伺っていますけれども、少ないという問題ありますけれども、すでに実施がされるであろうということですが、県の動向については私らも非常に注目をしておるところなんですが、こうした国、県の動向についていま少し御説明いただきたいと思うんです。

◎民生部長（渡辺　弘君）　まず、国の動向でございますが、厚生省は６２年度の予算案の中に環境浄化対策を最重点施策として位置づけまして１億円の予算案を計上いたしたわけでございます。国会に提出されておりまして、現在その動向等私たち注目しておるわけでございますけれども、具体的には、県からの情報でございますけれども、今年度６２年度は特定指定地域――湖沼法との関係がございますけれども、千葉県でいいますと手賀沼、印旛沼周辺の浄化対策に充てたいとする意向のようでございます。

さらに、県の情報につきましては、まだ詳細なもののニュースがございませんけれども、やはり当面特定指定地域であるところに補助制度を適用するのではないか、これはあくまでも推測でございますけれども、そのように感じております。

以上でございます。

○１番（神田守隆君）　確かに印旛沼、手賀沼の問題も深刻であります。しかし、館山の湾の汚染も大変深刻な問題でありますし、全国的にみても有数の汚染の進んでいる海岸になっておりますから、こうした特定地域の指定にあたっては当然重視されるべきでありますし、しかも半島振興という中で法律上の特別措置もあるわけですから、強力に今後とも特定地域の指定を受けられるように、こうした施策の実施に進めるように御尽力をいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（伊賀多朗君）　以上で１番議員君の質問を終わります。

次、８番議員日下君敏君。御登壇願います。

（８番議員日下君敏君登壇）

○８番（日下君敏君）　私は、今次定例会が半澤市政にとって４期目の初年度にあたるという点、また私ども議員にとっては４年間の任期を満了しようとしている点、これらに格別な意義を見出して質問しようとするものであります。

半澤市長には、先日の施政方針の中で、「心新たに４期目の初年度を迎えるに当たり、市民とともに英知を出し合い、市民一人ひとりがこの地に住み生きる喜びと、愛着や誇りの持てる魅力あるまちづくりを進めることが、私に課せられた使命である」と声高らかに申しておられます。市政に対する基本的な考え方につきましては、全く共感を覚えるものでありまして、共通の土俵の上にあるという感を深くするものであります。

しかし、一方で殊さらに指摘しておきたいことがございます。それは、昭和６２年度当初予算案９５億８１６６万円についてであります。この予算は、半澤市長にとって数えて１１回目の予算編成ということになりますが、今回の予算案が過去のものに比較し、その例をみない前古未曾有のものであると認識せざるを得ない点であります。

以上の諸点に留意しながら以下順次質問に入りますが、半澤市長にはどうか率直簡明な御答弁を期待いたします。

なお、付言しておきます。予算案の具体的な内容にわたっての質問は、別途通告によって行うつもりでありますので、ここでは館山市政の当面

する喫緊の諸問題だけにとどめようとするものであります。

質問の第１点は、来年度当初予算案についてであります。

その中で、とりわけ第１に質問しようとしておりますのは、本予算案が冒頭指摘しましたとおり前古未曾有であるという点についてであります。ふりかえってみますと、半澤市長がみずからの手で本市の当初予算案を手がけられましたのは今から１２年前、昭和５０年度予算４５億３１６８万４０００余円でありました。前市長本間譲氏の後を受けて就任された半澤市長は思い切った予算編成をされたと伺っております。自来今日まで当初予算案を編成すること回を重ねて１１回、それらはいずれも議論はあったにしてもまず妥当な予算案であったと思います。なぜなら少なくとも今回のように財源が不確定な予算を組んでいなかったからであります。

来年度の予算案は一言で申せば異例の予算と言っても過言ではありません。私は、ではなぜ何をもって異例とするか、私をもって言わしむるならば１億５７２０万円の地方譲与税が歳入として計上せられており、この中には目下衆議院の予算委員会で審議されている売上譲与税が含まれていることをもって異例と断ぜざるを得ないのであります。

そこで、質問いたします。県下の大部分の市が当初予算案の編成にあたって売上譲与税の歳入計上を回避している現況の中にあって、あえて火中の栗を拾うがごとき手段に出て計上いたしたのは何ゆえか、率直にその理由をお聞かせいただきたい。

市長は、これまで税制改正の際は、見込み財源を歳入計上してきたことは間々あったとしておりますが、そのことはそのこととして認めないものではありません。しかし、今回の歳入計上はこれまでのそれとは根幹が全く違うと言わざるを得ないのであります。

今回、問題となっております売上税創設を含む税制改革は、昭和２５年のシャウプ税制改革以来の大改革といわれておるものであります。特に、売上税の創設に関しては大型間接税か否かをめぐって議論が沸騰している折りであり、その実施については新聞、テレビ等で喧伝されておりますとおりでありまして、政府自民党内にさえ反対意見があって、６３年１月１日からの実施が予定どおり行えるのかどうか、いよいよ混迷

の度を深め、不透明感が強く出てきているところであります。

そのように、実施見通しがどうなるのか皆目検討もつかない全くの新税をもって確定した財源で充てるべき歳入に予算計上いたしたことは異例と考えるものでありますが、市長はそうお思いにならないのかお答え願いたいのであります。

次に、国の来年度予算が遅れて暫定予算となった場合、これに対応する館山市の当初予算をどのように措置されるおつもりかについて質問いたします。

館山市の来年度予算は、９５億８１６６万円余可決確定いたしたといたします。まだ審議に入っておりませんから確定してはおりませんが、確定したといたします。国が暫定予算になった場合、その際館山市の確定した年間予算はどう対応するのか、その措置を問うものであります。

次に、この売上譲与税という財源は、今さら申し上げるまでもなく、まだ国会を通っていないものですから確定した財源ではありません。私をもって言わしむるならば未確定、さらには不確定財源であると思うのであります。そこで、質問いたします。市はこの財源をもって確定財源であると考えているのかどうか、その御見解を問うものであります。

申し上げるまでもありませんが、私ども地方自治体にあって財政を担当する執行機関、それを審議する議会、それぞれが共に何を根拠にしているかといえば、地方自治法と地方財政法を論拠としているわけであります。その論拠たる地方財政法第３条は予算の編成をうたっておりますが、私はこの条項に照らすとき、本市の予算案は違法性の疑いがあると指摘せざるを得ないのであります。

同条第１項には、「法令の定めるところに従い」云々と明記されておりますが、売上譲与税の法令は海のものとも山のものともわかっておりません。法令は定まっていないのでありまして、したがって館山市の予算案の中の地方譲与税の全部とは言いませんが、少なくとも一部の売上譲与税に関する部分は法令に基づいていないと思うものであります。当局はこの点をどう考えておられるのか、明確にお聞かせ願いたいのであります。

次に、同条第２項についてであります。ここでは「あらゆる資料に基

いて正確にその財源を捕そくし」云々と明記されております。「あらゆる資料」ということであります。売上譲与税に関する政令、省令はまだ出そろっていないではありませんか。正確に財源を捕捉しなければならないという規定がこの地方財政法第３条の２項であります。当局はあらゆる資料、政令や省令の資料に基づいていると答弁できるのかどうか、御所見を賜りたいのであります。これが第１点。

次に、正確に財源を捕捉したと言えるのかどうか、御見解を賜りたい。

さらに、もう１点、この地方財政法３条の１項、２項の規定に照らし、本予算案は違法性の疑いがあると考えないかどうか御所見を伺いたいのであります。

次に、市内の道路、それに排水の事情についてお尋ねいたします。

まず、第１に市内の交通事情は極めて憂慮すべき現況にあることは申し上げるまでもありません。特に、朝、夕の混雑のはなはだしいのは前にも本議場で指摘したことがありましたが、例えば国道１２８号線のコミュニティセンター入り口から南町十字路に至る間、また市立船形小学校から富浦方面にかけての国道１２７号線の混雑、この２つが双璧と言えるのでありましょう。これが緩和の対策が焦眉の急であり、緊々の市民生活の問題と申すべきでありましょう。これらが対策及び見通しをお聞かせ願いたい。

次に、排水についてであります。市内には道路の側溝の勾配がゼロの地域があって、生活を脅かされている家庭が見られます。例を挙げて具体的に伺いますと、場所は海岸の館山都市計画街路の元一中、現市民運動場から那古寄りの、那古に向かって右側の一帯、ここに側溝のない地域があります。この地域は勾配がとれないとの理由から側溝を設置することができない由に聞きますが、技術的に検討すれば、例えば平久里川に勾配をとって水を落とす方法、あるいは街路を横断させて反対側にある側溝に落とす方法、そういったことが可能となってくるのではないでしょうか。市長は、冒頭に引用しましたように住みよいまちづくりを目指しております。この言葉に反しないよう市民の暮らしを守ってほしいところであります。

いま１つ、２つ、目のつく箇所を指摘しておきたいと思います。

館山下町の館山タクシー営業所から北へ上がって旧館山映画劇場付近の排水も１０数年前から逼塞し、すでに使用に耐えなくなって、地域住民は大変御苦労をしているところであります。これが対策。

そして、いま１ヵ所過日この本議会でも取り上げたところでありまするが、市立館山幼稚園裏手一帯の排水は大雨が降るたびに道路は冠水し、歩行も困難を来すのが実情であります。あの周辺は宅地化が早い速度で進められている地域のため、今後も農地を埋め立てて宅地化するケースが進むものと考えます。幸いあすこには幅広い既設水路等がありますので、これらが改良等を踏まえて抜本的な対策を早急に期待するものであります。

次に、市道舗装の原則について承りたいと存じます。

市道舗装の原則は、つまりは幅員４ｍ程度で前後が行き止まりでないこと等の原則があろうかと思いまするが、今もってこれが変わっていないかどうかお答え願いたいと思います。

また、ただいま申し上げました条件に欠けている道路を例外として舗装いたしたことはないのか、参考のためにお聞かせ願いたいと思います。

また、城山公園と同博物館の整備とも関連して２つほどお伺いいたしたいと思います。

１つは、公園の真下にある館山神社の裏のいわゆる通学路に関してであります。この道路は館山小学校へ通う児童と同幼稚園児の通学、通園道路として広く利用されておりまするが、現況は城山公園側ののり面が崩れるなどして土砂が道路にかぶり、また舗装がはがれて危険な状態となっております。先般は雨の日で園児を連れた母親が道路につまづいて転倒負傷するといった事故が生じたと聞き及んでおります。これらが対策。

そしていま１つ。城山公園整備にからんで、公園上り口にある駐車場北部分の側溝が公園整備に伴い雨水の収容能力を超えて道路にあふれ、周辺人家が被害に遭っております。これらが対策方をお聞かせ願いたいと存じます。

最後の質問に入ります。それは、鏡ヶ浦の自然環境の美化についてであります。

鏡ケ浦は、観光館山の表玄関にあたり、近年充実の度を増した若潮マラソンの晴れのコースでもあります。鏡ケ浦の整備は平砂浦海岸の整備とともになおざりにすることのできないものでありまするが、今回は美化について簡明にお尋ねいたします。

まず、北条桟橋付近の海底の汚泥浄化の対策としてしゅんせつと砂の投入の意思があるかないかについて御質問いたします。

また、北条海岸にあるグリーンベルト、花壇についてであります。かねて私は、花なら花、松なら松と種類を統一して整備する方が環境美化の面からみてもベターであると主張してきたものでありますが、このグリーンベルト問題をどう取り扱うのか簡単に御見解をお聞かせ願いたいと存じます。

最後に、数年来懸案となっておりました館山桟橋の先端部分でありまするが、去る2月工事に入り、ようやく取り除かれた由にあります。長年、残骸をさらして観光館山のイメージを損う感のあった箇所が現在きれいになりましたことは同慶の至りとして一言敬意を表するものであります。

以上で質問を終わります。御答弁によりまして再質問いたします。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君）　御質問にお答えをいたします。

大きな第1点のうちの小さな第1点、かつて例をみない異例な予算編成についてという御質問でございますが、今回の税制改革につきましては直間比率の見直しを初めとして昭和25年のシャウプ税制以来の大規模なものと受け止めておりますが、新税を含めた予算編成につきましては、さきに神田議員にも御答弁いたしましたとおり従来と同じ措置をさせていただいたということで御理解をいただきたいと思います。

次に、小さな第2点、国の暫定予算に対応する今後の予算組み替えについての御質問でございますが、国の暫定予算に対応しての館山市の暫定予算は考えておりません。個々の事業の執行にあたっての影響につきましては今後注意深く見極め対処してまいりたいと考えております。

次に、小さな第3点、不確定財源をもって編成した予算案の違法性についてという御質問でございますが、歳入歳出予算は一会計年度の収入

支出の予定金額の見積表であり、国の予算編成方針及び予算内容、翌年度の経済見通しと経済運営の基本的態度、地方財政計画、各種の国庫支出金の交付基準等々、諸般の状況を考慮し、当該年度中の収入支出として予算計上をするものであることは御承知のとおりでございます。したがいまして、従来と同様、歳入歳出予算に計上することは違法性はないと考えております。

次に、大きな第２点、市内の道路、排水事情についての御質問でございます。

第１点、国道１２７号、１２８号線の交通緩和についてでございますが、コミュニティセンター入り口から南町交差点あるいは船形小学校から富浦町の間につきましては、館山バイパスを現在完成に向かって鋭意努力しており、これが完成の暁には交通の緩和が期待できるものと考えております。

また、昭和６２年度には、国道１２８号山本地先の笹元寿司から鵜戸川を通り子安神社裏に至る間の約２００ｍを拡幅しますと全線７ｍの幅員が確保されまして、これも交通緩和になるものと考えております。

次に、都市計画街路の排水についてでございますが、市民運動場から那古方面に向かっての市道３０１６号線の側溝につきましては、当初敷設したところもございますが、その後宅造による埋め立てや側溝自体の老朽化により十分その機能を果たしておらないのが現状でございますので、現況調査及び基本計画を策定し、順次整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、旧館山劇場前の道路排水整備につきましては、現状の把握をしておりますので、年次計画により整備をしてまいりたいと考えております。

次に、城山公園駐車場東側の道路排水路流末につきましては、数本の排水路が合流しておりますので、これを分散し、流れをよくするよう整備をいたしてまいりたいと考えております。

沼排水路につきましては、御承知のとおりこの周辺は近年宅地化が急激に進んだため、保水時間も低下し、短時間で雨水が流出するためと考えており、昭和６２年度にこの水路の流域及び流下能力等の調査を予定

いたしております。

次に、小さな第３点、市道舗装の原則と城山公園下の道路舗装についての御質問でございますが、市道舗装の基本的な考え方といたしまして狭隘な市道は幅員を４ｍ以上に拡幅をした後に舗装をすることとしております。城山公園下の道路舗装につきましては、公園管理とも関係がございますので、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、大きな第３点、館山市の目玉の鏡ヶ浦の自然環境美化についてでございます。

第１点、北条桟橋付近の海底のしゅんせつについてでございますが、北条海岸は、館山市の観光産業を担う海水浴場として重要な海岸でございます。しかしながら、近年、汚染で人気は下降気味で、この海岸の浄化は急務でございますが、一方、漁業者にとっても大事な場所でございます。いずれにいたしましても、海岸の環境美化につきましては関係機関の協力を得ながら浄化に努めてまいりたいと思います。

次に、第２点、花壇の美化についてでございますが、現在、緑化推進コミュニティ事業の補助を受け植栽を実施をいたしておりますが、今後は周年、花の館山にふさわしいグリーンベルトとして育ててまいりたいと考えております。

以上、答弁を終わります。

◎８番（日下君敏君）　売上譲与税につきましては、市長といささか見解が違いようですから、この辺を中心に再質問させていただきたいと思います。

質問を絞る意味で、売上税についてどうかということはこの席ではいたさないで、館山市の予算に計上されております売上譲与税についてその上げた考え方等々についてお聞きいたしたいと思うわけでございます。

結論的に申しまして、売上譲与税を予算として計上いたすということは、国の売上税が実施されますれば所得税、法人税の減税も行われる、当然減税による減収になりますから、それらの補てん措置として譲与税を上げるということも理屈としてはわかるんでございますが、先ほど神田議員の御議論でもございましたが、館山市だけが上げていくというところに私もいささか疑問というか、市長と見解が異なるところでござい

ますので、その辺でお聞きいたしたいと思うわけでございます。

今回の売上税は、御案内のように所得税と法人税の減税とワンセットになっているというふうに聞いているわけでございますが、ということは、先に所得税と法人税の減税が行われるんだけれども、所得税が4月1日からですか、法人税が6月1日から行われる、明年1月1日から売上税が実施される予定になっているということなんですけれども、この増税と減税はワンセットになっているというふうに聞いておりますので、減税だけはおきませんよ、売上税が入る場合は減税をしますが、売上税が創設されなければ減税はいたしませんよというワンセットになっているわけです。

そういう面からみると、この売上譲与税、ただいまの御答弁を聞いておりますと、予算にはそういうことを織り込み済みであるという総務部長の御答弁でございますから、織り込み済みであるということになりますと市民税に関する所得税、その他についても減税の織り込みがなされておるんだろう、こう思うわけです。そうしますと、実際に売上税が実施されなかったということになりますと、もう一度やり直すのかなと思うわけです。そうしますると、単純に言って当初の所得税にからむ市民税がこれだけの額ですよというふうに来たものが実施されないということになると、増減ワンセットですからもう一度現行に戻る。現行に戻るということになるとその税率が上がってくる、こういうことになるんだろうと思うんですが、そういうことですか。

◎総務部長（飯野芳郎君）　当市の予算編成にあたりましては、先ほど来申し上げているとおりに地財計画に基づきまして税制改正がある、あるいは来年度予定しております国庫補助金等の削減等も織り込みまして地方財政計画が策定されておりますので、当市もそれに基づきまして減税を織り込んで市税を積算してございます。

具体的にいいますと、個人住民税につきましては、当然税率構造の見直しとか、基礎控除額の引き上げが行われるわけでございますけれども、それらを織り込んで予算計上をさしていただいております。

◎8番（日下君敏君）　結局のところ、そうしますと、売上税が実施されないということになると当然減税の方にも響きますから、そうすると

税率、その他がもう一度現行に復するわけですね、そういうことですね。だから、私が言うのは、いい夢は見せてほしいんですが、悪い夢は見せてほしくないと思うわけです。納税者の方の心理として、最初はこれだけでいい、これだけでいいというからこれだけ納めようと思ったら後になってきてもう少し上乗せになるんだということになると納税する方とすれば増税のような感があるんじゃないか、こう思うわけです。朝三暮四かもしれませんよ。朝３つくれて夕方４つもらうのがいいのか、最初に４つもらって、３つもらうのがいいのか、同じじゃないかといえば同じなんです。現行に復するから同じなんだけれども、考え方としてはやはり後になってきてもう一度税金が上がるというようなことになるとどうも心理的に増税感があるんじゃないか。だからこそやはり現行で何とかできなかったのかな、こういうところに戻るわけでございます。

もう一度だぶって申し訳ございませんが、市の御当局は地方財政計画に基づいて、県の指導ではなくて――ちょっとお聞きしましたら、県では指導じゃなくて説明したにすぎない、こういうことなんですが――県の説明に基づいて行ったということですね。そうしますと、県は同じ説明を２８市、あるいは町村にもしたんだと思うんです。結果的に館山市だけが売上譲与税を上げた、その辺がどうしても理解できないんですが、同じ説明をして同じ説明を聞いたならば、足並みの揃ったものになってしかるべきだと思うんですが、館山市だけが突出した感のある売上譲与税を上げた、もう一度御説明いただきたいと思うんです。

○総務部長（飯野芳郎君）　この件につきましては、２月２２日付の新聞によりますと、県下８０市町村の予算状況でございますけれども、計上する市町村が館山市を初めといたしまして１市４町２村、それから１０００円だけ計上する市町村が１市９町１村というふうに報道がされているわけでございます。

売上譲与税を計上しなかった市町村の理由につきましては、我々も詳細は地方課を通じては聞いておりませんけれども、私が推測する限りでございますが、ことしの４月に統一選挙が予定されているということで地方財政計画が示される前に例年より早く予算編成を行った市町村が見受けられるということ、あるいは市町村長の選挙を控えておりまして、

予算が骨格予算とか暫定予算というような編成の仕方をやっている市町村が見受けられるんじゃないか、そういう理由でそれぞれの市町村の特殊事情、理由によりまして予算計上がされなかったものというふうに考えております。

○８番（日下君敏君）　そういう事情もあるんでしょうが、むしろ私は館山市の状況判断が少し甘かったんじゃないか、その対応を誤ったんじゃないか、こう思うわけです。

ただいま聞いた――うちの方も新聞の報道持ってきていますが、千葉市の場合は、予算編成は確定財源で行うのが原則であって売上税の計上は当初より考えていなかった、千葉市長さんですか――ということになると、今の総務部長のお考えとちょっと違うんで、確たる信念を持って計上してないんです。まして売上税そのものが――売上税が賛成、反対はさきに申し上げましたようにこっちに置いて、売上税の実施がやれるのかやれないのか、まず内容をやろうというような、売上税そのものが大変な税制改革でございますから、そういった売上税に対する基本的な姿勢が足らなかったと私は思うんですが、どうですかその点。

○総務部長（飯野芳郎君）　売上税の問題につきましては、国会の場で審議されているわけでございますけれども、来年度の、国の方で閣議の決定をもちまして地方財政計画というものが策定されているわけでございます。これに基づきまして各自治体は予算編成を行っていくということでございます。地方財政計画は当然地方財政の運営指針ということで我々は理解しているわけでございます。これに計上されているものは例年のとおり従来のとおり予算計上させていただいたということで御理解をお願いしたいと思います。

○８番（日下君敏君）　これをやるとまた平行線になってしまうんですが、ちょっとくどいようなんですが……。

館山市の方は、従前と同じ考えに基づいて予算編成を行った。ですから、私も先ほど申しましたように、いわゆる一税制改正のようなものならばこれを見込み財源として上げるというのは私も認めるのにやぶさかではない、こういうことなんです。

しかし、売上税については先ほど来言われておりますように、我が国

の税制改正の抜本改正なんです。いままでこんな大規模――大規模だと言うとまたちょっとおかしくなりますが、大規模なのか、中規模なのかは別としまして、要するに直間比率の改正のために画期的というか、抜本的な税制改革だと思うんです、これほど広くやるということは。ということは大議論になるだろうというそういう認識を持っているならば、県の指導でも説明でもあっても、十分に資料を集めて、他市の動向も見極めながら予算編成をなすべきであったのではないか。ところが、結果的には２８市の中で館山市だけがかような予算を計上しているということは、そちらの情報収集が甘かったのではないかと言っているんです。どうですか。

○総務部長（飯野芳郎君）　繰り返すような答弁になるかと思いますけれども、各市町村にはそれぞれの事由がありまして売上譲与税を計上しなかったというふうに理解しているわけでございます。

当市におきましては売上税の問題は国の問題だということで、国会の場で十分審議される問題だというふうに考えているわけでございますけれども、地方財政計画に載っているということで、国の方としては売上税を導入するという考え方で地方財政計画に載せられているので、当市としてもこれに基づいて国からの財政課長の内簡、及び県の１月２８日の市町村財政担当部課長会議におきまして地方課から来年度の予算編成にあたりましては地方財政計画に留意しながら編成をしていただきたいというふうな指導をいただいておりますので、当市もこれに基づきまして予算編成をさせていただいたわけでございます。

○８番（日下君敏君）　国は、当然、暫定予算必至だと思うんです。その場合に館山市の方は通年予算と申しますか、年間予算ですから、一応それに対しては暫定予算、補正予算を考えてないということで、これはこれで質問は打ち切りたいと思います。

次に、売上譲与税は確定財源なのかどうか、つまり歳入は確定した財源を上げろということが原則なわけです。先ほど、私が取り上げましたように地方財政法第３条でその方針が明記されておりますが、法令に照らして云々とこうあるわけです。ただいまも聞きますと、それは広い意味で地財法もあるよ、地方財政計画もあるよ、いろいろありますよとい

うことなんですが、売上譲与税に関しては法令がない――あるんですか。
○総務部長（飯野芳郎君）　国会の場での法案の提出は地方財政計画が策定された後に出されたというふうに聞いているわけでございますけれども、国会に提出するであろう法令等を加味して地方財政計画というのが策定されているわけでございます。それに基づいて当市では予算編成を行ったということでございます。
○８番（日下君敏君）　第２項ではあらゆる資料に基づいて行いなさい、歳入は確定したものであるかどうかを見極めなさい、こうある。「あらゆる資料」というからあらゆる資料なんだろうけれども、私の方は省令、政令等も「あらゆる資料」の中に入ってくるんじゃないかと思うわけでございます。ですから、地方財政法第３条に照らしてどうも違法性というとちょっと言葉がきついんですが、違法性の疑いがあるんじゃないか、こう思っているんです。
　もう少し法令あるいは資料、その他をしっかりととらえて――「あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕そくし」、こうある。正確に捕捉しているのかどうかいささか疑問の残るところでございますが、そういうことを踏まえて、本予算案を修正する、いや撤回するというような御意思はございませんでしょうか。
○総務部長（飯野芳郎君）　私の手元に持っております資料によりますと、「あらゆる資料」とはどういうものかということでございますけれども、国の予算編成方針及び予算内容、翌年度の経済見通しと経済運営の基本的態度、地方財政計画、地方交付税の算定方法に関する改正事項、地方債の許可方針、各種の国庫支出金の交付基準等が「あらゆる資料」というふうにいわれているわけでございます。
　日下議員のおっしゃっております政令等は出ておりませんけれども、当然そういうものを加味して地方財政計画が策定されたというふうに理解しているわけでございます。これに基づきまして当市としても３５００万円の予算計上をさせていただいたわけでございますので、今のところは修正する考えはございません。
○８番（日下君敏君）　その３５００万なんですが、仮定の問題として売上税が実施されなかった――この間、ちょっと講演聞いていましたら、

売上税法案はあるいは通るかもしらぬけれども、売上税法案とは別個で施行法案というのがあって、さっきの増減ワンセットにするために売上税の実施時期と所得税の実施時期、法人税の実施時期、それとマル優の実施時期をすべて施行だけ決めた法案が国会に通ってるから、施行法案が通らなければ売上税法案が通ってもだめなんだというような話を聞いたことがあるんです。そういうことで見通しとして現在のところ非常に渾沌としているわけですが、それで売上税が実施されない場合は、当然予算を修正するということになるわけですね。

◎総務部長（飯野芳郎君）　地方財政計画に見込んでおります地方税等が確実に確保されなかった場合、これは地財計画に計上されているということであれば、国は当然その売上税が導入されないで売上譲与税が地方に交付されない場合には、当然地財計画に載っているものであれば、国は不足する財源について補てんを約束しているわけでございますので、売上税が導入されなければ当然当市といたしましても予算の補正は考えていかなくちゃいけないというふうに思っております。

◎８番（日下君敏君）　そこで、元に戻ってきて、そういうことをやるならば諸般の状況、その他事情を調べ、情報を調べてやはり現行どおりやるのが筋ではなかったのか。そういう面倒なことをやる――面倒なことかどうかわかりませんが、実施の見通し等々についてもいろいろ検討した上で予算を編成すべきではなかったかなと思うわけでございます。

何度も申し上げますように、私は売上税が賛成だ反対だじゃないです。さらに売上譲与税について地方自治体としてやはり国なり県なりの方針に基づいて、先ほど申しましたように上げざるを得ないと思うんです。上げざるを得ないと思うんですが、その上げ方が、取り上げ方がどうももう一つ納得のいかないところであって、いま少し慎重な配慮がなされてしかるべきではなかったのか、かように思うわけでございます。

具体的には、また予算委員会その他がございましょうから、その辺でお聞きいたしたいと思います。

次に、道路なんですけれども、特に１２８号のコミュニティから南町までのところは、本議会でも再三にわたり議論されてるところですけれども、私は何度も言いますように国道の南町交差点に向かってきて左折

を認めて、それでもう一度こちらの道路のところへきて左折、つまり左折、左折することが一番スムーズじゃないかと思うわけですけれども、ただいまの答弁でバイパスができると緩和するんじゃないかというんですが、逆にバイパスができますと白浜方面への通行は逆にまた右折して入ってきますからもっと混むんではないかと思うんです。今、お聞きしました一方通行の緩和なんですが、その後何か当局とお話はなさってるんですか。簡単にお聞かせ願いたいと思います。

○民生部長（渡辺　弘君）　お尋ねの道路につきましては、南町の鈴木お菓子屋さんから安房南高の前の道路、いわゆる市道１０３３号線のことだと思いますが、従来あそこの道路の進入禁止が現在は指定方向外進行禁止標識に改められておるわけでございますが、これが進入禁止規制をかけられた一番大きな原因が左折することによっての直進二輪車による巻き込み事故の多発があったために４７年に実施されたわけでございます。

現在まで、国道１２８号線の道路拡張がされるということがまず第１点の条件でございます。それともう１点、安房南高前の進入路を直角交差にする、このようなことが県の公安委員会並びに館山警察署で検討された結果でございます。したがいまして、これらの万全な交通安全対策がされない以上、指定方向外進行禁止規制は解除はできないものと思われます。

以上でございます。

○８番（日下君敏君）　国道を拡幅するなんていうのは何年先かわからぬわけです。現実に、南町交差点に対して今の市道を海岸の方に出てきてあれが右折できるんで逆に交通が混んでしまうんじゃないかと思うんですが、これにつきましては左折、左折――いろいろやってみるべきだろうと思うんですが、そうするとスムーズにいくんじゃないかと思いますので、なおそういう道路拡幅になるまで待つというのではなくて、御当局の方に要望なり、要請なりをしていただきたいと思うわけでございます。

北条海岸の砂なんですけれども、現実にどうなんですか。熱海あたりでは砂を入れて成功したというふうに聞いているんですが、漁業権、そ

んな問題もあるだろうけれども、海岸の美化というようなことでできないんですか。相当予算かかるんですか。

○経済部長（安西良一君）　この問題でございますが、昨年の５月に土木事務所といろいろ協議をしたことがございます。その際に問題になりましたことが、まずしゅんせつしたヘドロの処置が困るということが１点ございます。それから、今、日下議員さんがおっしゃいましたように漁業関係の方々があすこで魚介類の採取を行っておるというような事実がございます。そういうようなことから漁業者への交渉あるいは補償の問題、そういう問題がやはりかなり大きな問題になってくるんじゃなかろうかというようなことが１点ございます。そのほか、あすこは港湾区域内になるわけでございます、これを実施するということは少なくとも港湾という関係ではなくてやはり観光的な面になるんじゃなかろうかというようなことで、これらにつきまして補助とか、そういうものの措置がないというようなことから、館山市の独自の事業としては困難ではないかというようなことで、現時点、非常に苦慮している段階でございます。

○８番（日下君敏君）　ヘドロの処置が困るということなんですが、魚介類なんか海岸がきれいになればよろしいんじゃないかと思うんですが、観光面だけでもないんでしょうけれども、桟橋なんか行きますと、北条桟橋では臭いにおいがするんです。ですから、海水浴客だけではなくて、観光の面からもそういう措置をやっていただくよう要望しまして、またこの問題は後で聞くというようなことにいたしたいと思います。

道路の――先ほどの館山神社の裏の通学路ですが、相当通学に使っておりまして、現場を見ていただきますと大変ひどくなっておりますので、４月にまた新入学生も出るわけでございますから、整備をよろしくお願いいたしたいと思います。

また、排水計画ですけれども、やはり排水計画については、特に昨今は時期のこともありましょうけれども、各地で排水整備が行われておりまして、これを認めるのもやぶさかでないんですけれども、各地で古くなって道路が冠水しているという部面もございますから、ひとつ早急に今後とも対処していただきたいと思います。

終わります。

○議長（伊賀多朗君）　以上で８番議員君の質問を終わります。

午前の会議はこれにて休憩とし、午後１時再開といたします。

午前１１時４８分　休憩

午後　１時０３分　再開

○議長（伊賀多朗君）　午後の出席議員数２０名、休憩前に引き続き会議を開きます。

３番議員山中金治郎君。御登壇願います。

（３番議員山中金治郎君登壇）

○３番（山中金治郎君）　発言のお許しを賜りましてありがとう存じます。

私は、民主クラブを代表いたしまして、さきに御通告いたしてございます３点について御質問申し上げます。

まず、第１点は、売上税と関連する費目の予算計上についてということでありますが、昨年暮れの税制調査会の答申及び自由民主党税制調査会が決定いたしました今回の税制改正案の中で、新たに創設しようとする売上税に関しましては、現在、国政の場において審議中でありまして、それぞれ賛否両論があり、その行方は渾沌として予想ができない状況でありますし、売上税導入に賛成するにしても、あるいは導入に反対するにしても、それは我々が国民として決めるという政治的レベルでのものであるとして考えますので、私は市長が提案いたしております市の新年度予算編成方針という実務レベルから２、３御質疑をいたしたいと存じます。

御提案されております新年度予算を拝見いたしますと、売上税に関連する費目として売上譲与税３５００万と利子割交付金１０００万、これは説明がありませんので関連する費目と考えますが、計上されており、それに対応する額が現行法の地方交付税や関連する費目で減額を予測し計上しておるものと考えますが、一体、歳入歳出で売上税と関連する費目で新設、または増額、減額はどれだけあるか。費目ごとにその額を最初にお伺いいたしたいと存じます。

次に、予算編成に対する基本的考え方でありますが、御承知のとおり

地方財政法第３条に次のように規定されております。「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。」、また「あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない」とあります。

地方財政が健全に運営されるために現行法制下で適正に編成され、効率的に必要即応の原則のもとで執行されることでなければなりません。そのため国も法令によって義務づけられた事務事業を円滑に実施し、一定水準の行政活動を継続して上から地方財政計画を決定し、その動向の指針として示し、さらに地方債計画とあわせて自治省財政課長の内簡で府県に何年度の予算編成についてという文書を流し、市町村にも流れ、それを参考に予算編成を進める、これが編成の一般的手順であると思いますが、この財政課長の内簡は自治省としての行政指導や行政解釈の通達とは違い、あくまで参考資料であり、文書中にも年により表現は違いますが、参考にという文言が例年あることによってもわかりますし、それによらなければならないというものではありません。

私は、５、６年の内簡にある財政計画、地方債計画を当市の決算数値と付き合わしてみましたが、符合というか、伸長率など合っているものはほとんどありませんでした。もっともそれはさきに申し上げたとおり市町村等のあるべき姿の最低値を前提として策定されているゆえであると考えます。

さて、当市でありますが、新聞報道によりますと、この内簡どおり売上税の関連費目を予算に編成し計上いたしておりますのは、市では館山市だけで、他市や町村の大部分が売上税法案の推移によって追加補正をすると報じております。原案によれば、可決されても実施は明年１月１日からの施行で本会計年度内の期間はわずか３ヵ月間であり、金額的にも補正に困るという額ではないと考えます。可決後の追加補正が適当であると思いますが、県下でただ１市当市だけが何ゆえこれほど問題になっている売上税関連費目を予算に計上しなければならなかったか、特別の事情があったのか、それとも安易な予算編成であったのかどうか、あわせてお伺いいたしたいと存じます。

第２点、私の属します民主クラブは産業の振興を最優先と考えておりますが、本年度予算での産業施策を具体的にどのように考えているかお伺いいたしたいと存じます。

私も、この任期中を通して常に産業を重視し施策されるよう提言を続けてまいりました。それは市長の言う文化福祉都市実現の最基盤であると思うからであります。市民一人一人が豊かにならなければ活力ある文化福祉都市は砂上の楼閣であり、作文に過ぎません。今、館山市には雇用の場をなくした人々が職安の失業認定日には庁舎にあふれております。もちろん国の経済や世界の経済の流れなど複数の要因があってのことです。また、企業の縮小や倒産、俗にいう銀行管理などの話の伝えられていることもありますし、ここ当分はそういう状況が継続されていくものと考えなければなりません。

果たして、市の樹立した総合計画の年度内に文化福祉都市館山が実現すると思われますか。道路などの基盤施設のようなものは金さえかければ都市らしくなるでしょう。しかし、文化福祉は市民の経済的豊かさをもって初めて成り立つものであります。こんな点からここしばらくは産業振興を何よりも優先させていく必要があるわけです。

幸い、市長は施政方針において心新たに４期目の初年度を迎え地域経済の活性化を主眼として云々と前文では言っておられます。主要施策の概要では例年のとおりの順位で例年のようなかわりばえしないものと考えざるを得ません。予算は施政方針内容を計数的に具体化したものであらねばなりませんので若干の点について質問いたします。

まず、労働費から伺いますが、私は試みに１２年前の昭和５１年度と比較して金額的には貨幣価値からいって総額ではふえておりますが、内容的にはほとんど変わっておりません。中には金額の変わらないものもあります。５１年度に安房雇用協議会、館山地区職業指導協議会が６万円と８万円の補助金として交付されておりますが、最近は一本となって本年度も安房地域雇用協議会として１４万円計上されております。このような例は予算全般を通じていわれることですが、また必要があって計上することでしょうが、こういう経済事情下、はたまた経済活性化を主眼とする施政方針で述べていることをあわせて考えると安易な予算編成

ではないかと思わざるを得ません。もし、予算編成が妥当であるとすればなんと施政方針に美辞麗句が多いことかと考えざるを得ません。

私は、両年度を比較した資料をつくりましたが、今日は一つ一つ計数的には申し上げませんが、こういう例は産業関係予算の随所に見られる現象です。これは１つには、積み上げ方式といわれ、一番最後に新しいあるいは大きな金額の事務事業のうちから幾つかを査定していく予算調製上の欠陥であります。少なくとも、これから主眼としてやっていこうとするならば、産業関係予算一つ一つに目を通し、それを施政方針で述べていくことがあってほしいと思います。

次に幹線農道、ほ場等の生産基盤の整備とありますが、予算計数的にはどうでしょうか。例年的なものでただ事業量、それも負担金徴収６０９０万円をもつものが増加の原因のほか、債務負担行為の予算繰り入れが中心となすものではないでしょうか。

まち、むらの交流事業、商店街、コミュニティモデル事業等、たまたま補助対象とされたもの、もちろん計上が悪いというのではありませんが、本当に未来像を持ってというより対症療法的な思いがしてなりません。

リゾートタウンの計画とどんな範囲までのものかわかりませんが、産業振興基盤調査が新しく産業都市づくりの総論的なものと施政方針にうたい上げられておりますが、予算額はわずかに９００万円、これに対して館山市職員互助会に対する補助金が１０５４万一般管理費に計上されております。以下、水産業、商工観光費ともに同じ傾向であります。その一つ一つは予算審議の場で御質疑いたしたいと思いますが、市税などの担税力培養のためにも一番大切なそして心新たにし経済の活性化云々という市長の提案した予算とは考えがたいし、私どもは受け入れることは難しい。一つ一つ御答弁でなくてもまとめて産業関係予算に対する市長の考え方をお伺いしたいと存じます。

次に、第３点、大型店対策の具体的な方法についてお伺いいたします。

昭和５５年前半、市内の話題となりました大型店の進出問題も６０年５月、４店に対する商調協の結審をみてから２年近くを経過いたしました。すでに２店の指定開店日は過ぎましてあと２店の開店日を本年中に

迎えることになり、開店の意向があるやに伝えられておりますが、当時は小売商業を中心とする商業の活性化、近代化を促進し、潜在需要の発掘、商圏を拡大し大型店進出による壊滅的影響を極力避けるため、大型店対策が叫ばれましたが、その後売り場面積の大幅な削減があったゆえかあまりいわれなくなりました。

市もわずかに大型店対策事業補助金として本年度２０万、補助事業の受け皿として大型店進出対策資金利子補給として３０万４０００円、あわせて５０万４０００円を計上してありますが、北条地区内だけでも商店数は５００軒ぐらいはあるでしょうから、１店当たりにするとわずか１０００円の対策費です。大型店が開店してからでは間に合いません。大型店対策は緊急を要します。俗にいう物日以外は銀座通りでもほとんど人通りがありませんし、店内の買い物客の入っている店舗もごくわずかです。経済界の不況ということもあるでしょうが、魅力のある商店や商店街づくりの遅れはないでしょうか。悲惨な状況です。

市は本年度産業振興基礎調査を計画いたしておりますが、そういう調査結果を待っていられないほどではないでしょうか。こんな状況で大型店が開店されたら一体どうなるでしょう。やれる対策からやっていかなければならないときだと思いますが、もちろん大型店対策も広く考えていけば一般商店や商店街づくりともなるでしょうが、抽象的な言い回しでなく具体的に現在考えておられることをお伺いいたしたいと思います。

以上、３点について質問申し上げましたが、御答弁により再質問をさしていただきます。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君）　お答えをいたします。

第１点、売上税と予算計上についてでございます。

今回の税制改革に関連いたしまして、歳入歳出予算にどのように反映しているかという御質問でございましたけれども、国レベルの問題としては売上税の７分の１が売上譲与税とされ、残りの７分の６の２０％が地方交付税の原資とされているところでございます。また、利子税につきましては、税率２０％のうち５％が地方へ配分されることになっております。

本市の場合、増といたしましては、売上譲与税で３５００万円、利子割交付金で１０００万円を計上しているほか、減といたしましては、たばこ消費税の税率調整で４００万円、電気税で３５００万円、ガス税で４０万円、また市民税の減税で３９００万円程度を見込んでおります。

なお、この増減の収支につきましては、最終的には地方交付税で補てんされるものと考えております。

次に、地方財政計画と館山市予算とのかかわりについてでございますが、御承知のように地方財政計画は地方財政全体の収支の見込みであり、個々の団体にあってはそれぞれ数値が変わってくるのはやむを得ないことだと考えております。しかしながら、地方財政計画は地方交付税制度との関係において地方財源の保障機能を有しており、さらに毎年度のあるべき地方行政の水準や行財政制度の改正に伴う経費の増減等を標準的な姿で歳出に積算しております。また、一方では、経済の動向や税財政制度の改正等を織り込んだ収入見込み額を歳入に計上しておりますので、個々の地方公共団体にとりましては行財政運営の指針として尊重すべきものと受けとめております。

したがいまして、今回の税制改正に伴う一連の予算計上につきましては、さきに御答弁を申し上げましたとおりでございますが、国が閣議決定で決めた法定計画に沿っていること、国、県の指導があること等からやむを得ぬものとして御理解をいただきたいと思います。

次に、第２点、産業の振興を最優先に考えているんだが、新年度予算産業費の具体的内容を聞きたいという御質問でございます。

産業振興を図る施策といたしましては、その効果を直接的に上げるために支出される諸経費と基盤づくりをすることにより間接的に地域の活性化を図るために支出される経費に大別されますが、本市の現状から申し上げますと、すぐに効果を上げるための施策に加えまして産業立地の基盤づくりを重視いたしまして予算編成をいたしているわけでございます。

具体的に申し上げますと、まず、直接的な予算といたしましては、農林水産業費、商工費、労働費等が挙げられますが、新しいものではモデル商店街指定事業、海洋性リゾートタウン計画、リゾートタウン館山レ

ジャーアンドスポーツクラブ制度、まちとむらの交流事業、仮称地域振興室等に充てられる経費でございます。また、産業立地の基盤づくりでは、道路整備事業として国道１２７号バイパス関連の経費、八幡高井線並びに市道整備等でございます。その他、館山駅周辺整備、産業振興基礎調査、公園整備事業等がその主なものでございます。

次に、第３点、大型店対策としての具体的な方法は何かというテーマで、大型店対策としての既設産業の育成についての具体策という御質問でございます。

大型店の進出が予想される中で、著しい商業環境の変化に対応し経営の合理化、近代化を図るため、資金の融資を受けた中小小売業者に対しましては、６１年度から大型店進出対策資金利子補給制度を設け利子の一部の補給を行い、経済的援助を行うこととしております。しかし、利用者は現在のところ皆無でございます。

既存商店街の活性化といたしまして、６２年度に館山銀座商店街振興組合が行う共同施設整備事業に対し助成を予定いたしております。

また、館山商店街協同組合につきましても、現在、商店街の活性化のためのソフト事業及びハード事業を計画しておりますが、その策定及び実施に対して６１年度より３年間助成をしようとするものでございます。

さらに、商工会議所及び商店会連合会等にも、商業等の活性化を期待して助成しておりますが、いずれにいたしましても大型店の進出対策としては、市はもとより商業者自身の問題として真剣に受けとめる姿勢が望まれるところでございます。

以上、答弁を終わります。

◎３番（山中金治郎君）　再質問さしていただきます。

第１点目の前段については、ほぼ了承いたしましたが、後段について質問さしていただきます。

市は、閣議決定で決められた法定の計画に沿って、国や県の指導でやむを得ないということで譲与税を見込んだといっておりますけれども、一つお伺いしますが、市の起債額は年々の国、県の指導で財政計画を尊重して考えているのかということ。

閣議決定ということでございますが、私は、地方財政計画は閣議の了

承ということをちょっと聞いて――私の聞き違いかと思いますが、これは閣議決定なのかどうかその点お伺いしたいと思います。

○総務部長（飯野芳郎君）　第１点目の、起債につきましては、これは例年地方債計画というのが地方財政計画と同時に策定されているわけでございまして、これに基づきまして例年起債を計上さしていただいているわけでございます。それぞれの事業によりまして起債が多かったり少なかったりするわけでございますけれども、当市としてはなるべく起債を充当しながら、起債償還には交付税の需要に算入されるものもございますので、なるべく有利な起債につきましては手当てしながら対応してまいりたいというふうに考えているわけでございます。

第２点目の、地方財政計画の閣議決定か了承かというお話でございますけれども、我々は閣議で決定されたものだというふうに理解しているわけでございます。

○３番（山中金治郎君）　この閣議の決定と了承ということでは行政の拘束力がかなり違うと思いますので、その辺慎重に対処していただきたいと思います。

また、国や県の指導で行ったということでございますが、もう一つは、先ほどの質問の中でも何回か出されておりましたが、譲与税を取り込んで計画をつくったのは千葉県の中で館山市だけだという、しかし先ほどの御答弁の中でほかの町村とは関係なく館山市は館山市で独自に考えて取り入れたんだということなんで……。

ちょっと問題は変わりますけれども、給与問題なんかのことについては国や県の指導でラスパイレスがこうだから国の線に沿ってという指導がなされております。しかし、そういうときはやはり周囲の市町村の動向を見てあわせて改正を行うわけでございますが、そういうことはかなり矛盾をしておりますので、できれば館山市としては今度のように独自で考えていくということは――私は、独自でやったということについては結構だと思いますけれども、地方財政法を金科玉条として考えて、ある面では知らぬ顔するということは私はおかしいと思います。

それで、一つお伺いしますが、売上税そのものはいい悪いは別でございますけれども、これを現行法のレベルで予算を編成することが地方財

政法第３条の立法の精神ではないかと思いますけれども、この点どうお考えかお答え願いたいと思います。

○総務部長（飯野芳郎君）　地方財政法第３条にはあらゆる資料に基づいて編成すべきであるというふうにいわれているわけでございますので、当市といたしましても国で示されております来年度の経済運営とか、地方財政計画、地方債計画、そういうものに基づきまして予算編成をさしていただいたわけでございまして……。

売上税が現在のところ非常に議論されておりまして、どういうふうになるか今のところわかりませんけれども、例えば導入が遅れたりいろいろの修正がされますというふうに考えられますけれども、そういうことがあればそれを受けまして当然国の方から指導がございまして、売上譲与税の地方にする配分が当然変わってくるわけでございます、それを受けまして当市といたしましても予算の補正等で対応してまいりたいというふうに考えております。

○３番（山中金治郎君）　私は、重ねて申し上げますが、現行法制下のレベルで予算化した方がよかったんじゃないかという考えを持っております。

次に進みます。産業振興ということなんですが、市長さんは施政方針で産業を重視するという形で、先ほども質問申し上げましたが、そういう形で今年の予算を編成したんだろうと私は考えるわけでございますが、私は施政方針のこの表現と予算案の内容がちょっと開きがあるように考えるわけです。

そこで、予算の委員会もありますのでそれらで数字についていろいろと御質問申し上げますけれども――産業の振興ということで重点的に見てみますと、５１年と５７年と６２年それを比較検討する資料をつくってみましたが、そうしますと予算の使い先を示す構成比、これで見ますと、５１年度で６．３％、５７と６２年度が７．１％ずつで構成比が変わっていないということです。そういうことと産業費の総額として使う割合がこのようにあまり変わっておらないということになります。こういうことになりますと、産業重視ということがあまり予算面に出てきていないと考えるわけでございます。

財源的に見てみまして、一般財源の中の産業費の使用の割合が５１年度で予算総額では６７．７６、このうち産業費が６６．４１、これは大体同率ですが、５７年になりますと予算総額で６１．６０、産業費が５３．４２、８％ちょっと減ってきました。６２年度で予算総額で７３．０７、産業費が６２．１５、１０％弱こういう予算でみますと減っております。

私は、このように産業費は一般財源の中で使用の割合がだんだん低くなってきているということになりますけれども、逆に言いますと一般財源の産業費の使用割合が減っていくということは、結局補助金を中心に補助金のつくものを予算に取り入れていくということになりはしないかと思うわけです。こういうふうなことで起債を頼ってのことでは産業の振興が十分というふうには考えられないわけでございますが、その点についての御意見をひとつお伺いしたいと思います。

◎経済部長（安西良一君）　６２年度の予算の関係でございますが、特に産業面の関係で少ないのではないかというような御指摘があったわけでございますが、御案内のように海洋性リゾートタウンの計画あるいはむらとまちの交流事業等、まだ本格的な事業実施ベースに入っておらないわけでございます。そういうことだとか、あるいは仮称地域振興室というようなものを発足させるというようなことでございますが、これらもこれから何をどのように推進すべきかというようなこと等々の計画の検討、あるいは当面することになります具体的な事業費等が組み込まれていないというようなことから本年度は直接的な投資部分は少なくなっておるというようなことで御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎３番（山中金治郎君）　私は、今後は施政方針の裏づけが確立してあるような予算編成にしてほしいと思います。また、予算につきましては予算委員会でじっくりと質問さしていただきますので、次に移ります。

大型店対策でございますが、利子補給などそういうふうな予算を組んであるんだけれども、利用者が全然ゼロだというような御答弁でございますが、これは業者が大型店対策に対してどういうような方法をとったら大型店の影響を少なくすることはできるんだろうかという方法論がわ

からないんじゃないかということも一つ考えられるわけです。ですから、私は、市の方がそういうふうな方法論を確立するために業者とのホスト役になって、行政が業者の人たちが苦しんでいる同じ立場に立ってものを考えて励まし合いながらより向上さしていくというふうなことが産業重視であり、また大型店対策であろうと思いますけれども、そういうふうな意味で市の方でお考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

○経済部長（安西良一君）　大型店対策としての具体的な方法を商店の方々がある意味ではわかっていないんじゃないかというようなことでございますが、その辺につきましても実は館山銀座振興組合、こういったところでいろいろとその対策を研究し実施しているわけでございます。その一つの対策といたしまして今年度は商店街の環境をよくするというようなことで事業も計画をしているというようなことになっております。また、こういったものをさらに商工会議所等を中心といたしましていろいろと研究をしておるというように伺っております。

以上でございます。

○３番（山中金治郎君）　私は、この問題は――この間新聞紙上でもジャスコが５条申請出したということが載っておりましたので、ああいう大型店が今の中心部からそれたところにできますと、私は人の流れが変わっていくと思うんです。ですから、私は館山駅を中心としたそういうふうな開発問題ともかかわりあいが出てくるかと思いますが、一刻も早くそういうふうな対策をしていただくようお願いをいたしまして質問を打ち切ります。

○議長（伊賀多朗君）　以上で３番議員君の質問を終わります。

次、２番議員田沢勝信君。御登壇願います。

（２番議員田沢勝信君登壇）

○２番（田沢勝信君）　私は、すでに通告してあります１１点にわたり御質問申し上げます。

まず、初めに市民の最も関心事であります中曽根自民党政府の売上税導入の問題と少額貯蓄非課税制度・マル優廃止を柱とする税制改革の問題について７項目にわたり質問を申し上げます。

すでに、３人の諸先輩議員から質問もあり、重複する点もあるかと存

じますが、それだけに政党、会派を超えた共通する課題でもあろうかと思いますので、市長及び執行部の皆さんの市民に対する責任ある答弁をあらかじめ要請する次第であります。

さて、中曽根自民党内閣は、昨年の衆参ダブル選挙の中で国民や自民党員が反対する大型間接税はやらないと公約しておりました。しかし、その舌の根も乾かないうちに売上税導入を提案し、国民から公約違反と鋭く指摘されています。首相と二人三脚のはずの自民党税制調査会の山中会長までが「首相は嘘をついたと思う。公約違反だと思う」とおもわず本音を漏らしたくらいと報道されているとおりであります。その後、中曽根首相は全事業者総数の約８７％を占める年商１億円以下の事業所を売上税の免税事業者としていること、一部食料品等特定の物品サービスを非課税にすることをもって大型間接税導入ではない中型間接税導入などと強弁して公約違反ではないとしております。しかしながら、売上額でみますと、１億円以上の事業者が総売り上げの９割以上を占めているという指摘や特定品目の売上税非課税という中でも、その生産過程に用いる機械等に係る売上税を指摘され、３月６日の朝日新聞の報道によれば自民党千葉県県議団すら国民の多くは大型間接税と受けとめている、それを否定する一人よがりの定義を振り回してもかえって欺瞞としか写らないと中曽根首相の公約違反を事実上指摘しております。

このように売上税の導入は大型間接税の導入はしないとした中曽根自民党内閣の公約違反と思いますが、市長はどのように受けとめているのかその所見をお伺いいたします。それが第１点目であります。

次に、第２点目であります。市長は、この議会に提案されております新年度予算案に売上譲与税を歳入として計上してあります。すでに質疑もあり、市長の見解も表明されたわけでありますが、市長は市の一般職員の皆さんとはある意味において違った政治的な責務を負っている面があると思います。売上譲与税の計上は国の従来の地方財政計画に沿って計上したまでという答弁は納得いきません。地財計画に沿った計上をしたまでというのであれば何ゆえに他市は地財計画に従わず売上譲与税を計上しなかったのか、何ゆえに館山市のみが売上譲与税を計上したのか、売上税導入に対する市民の注目が売上譲与税の計上の有無に集中してい

るときだけに明確な市長の答弁をお願いしたいと思います。

市長には現実の市民の感情、動向にも十分配慮した政治姿勢が求められると思うわけですが、その意味では売上譲与税の計上は市民感情を全く無視した売上税導入に追随した計上と考えますが、市長の所見を再度お伺いいたします。

さらに、第3点目に移ります。新年度予算案には利子割交付金１０００万が計上されております。いうまでもなく利子割交付金の計上は少額貯蓄非課税制度、マル優制度廃止に伴う計上であります。館山市議会はこの4年間に2度にわたり少額貯蓄非課税制度廃止に反対し、その存続を求める決議を全会一致で決議してまいりました。市長の新年度予算案への利子割交付金計上は少額貯蓄非課税制度・マル優制度廃止反対の館山市議会決議すら無視したものと思いますが、市長はどのような所見かお伺いいたします。

次に、第4点目であります。売上税の導入は、商工業活動の停滞を招くとして館山商工会議所もその傘下にある日本商工会議所が反対を表明しております。市長はこれらの売上税導入に反対する動向についてどのようにお考えかお聞かせを願いたいと思います。

第5点は、売上税が導入された場合、市の物価上昇はどのようになると想定されるかという問題についてであります。売上税課税品目及びその売上額の割合、あるいは非課税品目及びその売上総額の割合、流通機構に特に非課税業者の免税業者が占める割合等、具体的に検討され、物価上昇の動向について把握され、その上で売上税の賛否が問われていると思いますが、市として売上税導入がされた場合、市内物価上昇をどのように想定しているのか明らかにしていただきたいと思います。

次に、第6点目は、売上税導入により市民のだれもが使用する電気、ガス等の料金はどうなるのか具体的に目に見えるものについて質問いたします。これまで市民の使用した電気料金の中には電気税としてその使用料金額の5％の課税が含まれておりました。しかし、電気税の課税については月額料金が３６００円以下については免税され、東電のこれまでの説明によりますと約半数の世帯は非課税、これらの免税はなくなり、一律に使用料金に5％の売上税が課せられることになります。また、ガ

ス料金についても、これまでその使用料金に対し２％のガス税がかかっていましたが、月額１万２０００円までは免税であり、ほとんどの多くの一般世帯は課税されておりません。これも売上税導入がされた場合は免税がなくなり、一律５％の売上税が課税されることになります。電気税の免税制度がなくなったり、あるいはガス税が売上税導入により２％から５％の課税に引き上げられ、さらに免税制度がなくなることによる市民の税負担はそれぞれどのようになるのかお聞かせ願います。

次に、売上税問題の７点目の質問をいたします。説明によりますと、地方自治体の行うサービス事業は売上税は非課税とされております。しかし、自治体はさまざまな行政サービスを行っており、そのための設備投資も多額なものになります。一般の課税業者などは設備投資の中に含まれる売上税は税額控除がされ事業者負担とはなりませんが、自治体の場合は一般消費者同様最終負担者で税額控除はされず、売上税分だけ負担が増加いたします。市民へのサービス事業を行う保育所建設、学校建設等、すべてその負担はふえることになるわけです。現在、学校がテレビやレコード、楽器を購入するときは物品税が免税になる特典がありますが、この特典もなくなり、売上税導入後これらの購入についても負担が増加いたします。

そこで、具体的に説明願いたいと思いますが、売上税導入がされた場合、市財政への負担の増額はどのくらいと想定しているのか、また、その負担の増額分は完全に国からの補てんがあるのか、それとも市民への負担転嫁になるのか明らかにしていただきたいと思います。

第８点目は、富士ディーゼルの人員削減に伴う再就職の援助についてであります。さきの１２月議会で失業防止対策として特定不況業種認定を働きかけることを要望いたしましたが、その後大量の離職者が出たといわれております。その再就職の援助はどのように行われているのか関係機関に問い合わせがありましたらお聞かせ願います。

第９点目は、船形地区の塩害防止対策についてであります。自然のなせるわざとはいえ西区を初めとする船形地区の塩害は大変な状況があります。その対策として防潮堤の設置、テトラポットの設置等これまで対策がとられてまいりました。しかし、なお強風時の塩害はひどく、潮風

の比ではなく波しぶきが家屋を直撃しているといったありさまであります。昨年来地区住民がこの塩害を少しでもなくそうと努力しております。塩害防止対策について県にも要望しておりますが、市としても実情を把握の上、速やかにその対策が実現されるよう働きかけていただきたいと思いますが、いかがお考えかお聞かせ願いたいと存じます。

第１０点は、船形西青年館の土地の問題についてであります。現在、船形西青年館の土地は南部漁港事務所管理の土地を館山市が中に入って占用さしていただいていることになっていると聞きます。しかし、聞くところによりますと、この土地について大蔵省移管の問題が出てきており、その土地使用に関し地元での買い上げあるいは賃貸借等の話し合いが出ているように伺います。この土地については、地区の諸先輩の意見によりますと、青年館が立っているその土地については地区住民が廃材等の埋め立てをしてつくり上げたという歴史があるわけですが、そういった歴史を踏まえた上での市の対応が望まれますが、今後市はどのように対応されるのかお聞かせ願います。

最後に１１点目、夜間緊急医療体制の充実についてお尋ねをいたします。夜間の緊急を要する病気等に対応する医療体制については医療センターの充実あるいは夜間１０時以降の当番医制度の充実に努められてきたと承知するわけでありますが、その上に立ってなお充実を求める次第であります。市民からたびたび要望されていることでありますが、夜間、緊急を要する患者が出て救急車を呼び、当番医と思われる病院に行ったのだが、当番医が罹病と違った専門医であったためか翌日罹病の専門医に移されたとき、なぜこんなに悪くなるまで放置してあったのか、すぐ治療に入れば軽度で済んだのにといわれたということをよく聞きます。これまでの夜間緊急患者の罹病内容等調査の上、可能な限り罹病内容に沿った緊急の専門的対応ができるような夜間の緊急医療体制の充実が求められていると思いますが、今後市はどのような対策を考えているのかお聞かせ願います。

関連して、最近、腎不全患者も増加する傾向にあります。したがって人工透析を要する患者もふえているようであります。そういう面からも医療センターで人工透析を始めて約４年になろうとしておりますが、ニ

ーズに沿ったものであると思います。いま一つ腎不全患者の社会復帰の道をきり開くことが社会的問題にもなっているわけでありますが、そのためにも人工透析の時間帯等について改善されるならば就労の機会も広がろうかと思います。その対策について関係機関に対して働きかける考えはないかお聞かせ願います。

以上、質問を終わりますが、市長の答弁によりまして再質問をいたします。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君）　田沢議員の御質問にお答えをいたします。

第１点は、売上税導入は大型間接税は導入しないとした中曽根自民党内閣の公約違反だと思うが、という御質問でございますが、この問題については、現在、国会の場におきまして慎重な審議を行っているところでございますので、私の公式見解は差し控えさしていただきたいと思います。

次に、館山市新年度予算案の売上譲与税の計上は売上税導入に追従したものと思うが市長の所見を問うという御質問でございますが、売上譲与税の予算計上につきましては、今までの議員さんへの御質問にお答えいたしたとおりでございまして、従来どおり地方財政計画に基づいて予算の算入したものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、第３点、新年度予算案の利子割交付金についての御質問でございますが、市議会における少額貯蓄非課税制度の存続についての決議は十分に承知しておりますし、また尊重しているところでございますが、しかしながら、何ぶんにも国の一連の税制改革の中で地方財政対策として交付されるということでございまして、今回の予算計上につきましてはそうした立場から御理解をいただきたいと思います。

第４点、売上税の導入は商工業活動の停滞を招くと館山商工会議所も反対を表明しているが市長はどう考えるか、こういう御質問でございますが、館山商工会議所としては売上税導入についての反対表明は行っていないというように伺っておりますが、いずれにいたしましても先ほど来各議員に御答弁申し上げましたように、今国会におきましての審議の経過を見守ってまいりたいと考えているところでございます。

第５点、売上税が導入された場合、市内の物価上昇はどのようになると想定されるかという御質問でございますが、政府の経済見通しによりますと、初年度０．４％、平年度１．６％程度であろうといわれております。売上税が市内のどの業者、品目にどのように課税されるか現時点では不明確でございまして、物価への影響も他の税の改正も相まちまして現在のところ物価上昇率の把握は極めて困難なことだというふうに考えております。

次に、第６点、電気税、ガス税の免税点以下のものが売上税制度の導入となった場合の負担の増は幾らになるかという御質問でございますが、現行の電気税、ガス税の免税点は御指摘のとおり１契約１件当たり電気料金月額３６００円以下、ガス料金月額１万２０００円以下でございます。市内の昭和６２年１月分の申告書による免税点以下の需要件数は、電気税分約１万５００件、ガス税分１９００件、１ヵ月当たりの料金はそれぞれ電気分１９６５万円、ガス分８５８万円となっております。したがいまして、売上税が導入されたと仮定して試算しますと電気分につきましては１件１ヵ月当たり約９４円、年間約１１２３円、ガス分につきましては１件１ヵ月当たり約２２６円、年間約２７０９円とそれぞれ負担増となることが予測されます。

第７点、売上税の導入がされた場合、市の負担増額はどのくらいと想定されるか、またその負担の増額分は完全に国から補てんがあるのか、それとも市民の負担転嫁になるのか、こういう御質問でございますが、先ほど神田議員にお答えいたしましたが、売上税につきましては６３年１月から実施ということでございます。したがって、６２年度予算に計上してございます物品購入や事業執行につきましてはその大半が年内に終了する状況にあることなどから、影響は極めて少ないものだと考えております。また、国の補てんにつきましては、地方財政の保障機能を持つ地方財政計画の中で物価の上昇、ＧＮＰ伸び率を織り込み、所要経費を算出しているということでございますので、補てんされているものと考えております。

第８点、富士ディーゼルの人員削減に伴う再就職の援助についての御質問でございますが、富士ディーゼルは２月１２日に特定不況業種とし

て認定を受け、特定不況業種、特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法による援助が受けられることになりました。これにより離職者には特定不況業種離職者求職手帳が発給され、きめ細かな就職指導が受けられることになります。なお、２月２０日までの退職者は１３６名で雇用保険の手続きをした方は２０歳台４名、３０歳台２３名、４０歳台３１名、５０歳台５５名、計１１３名でございます。

９番目の質問でございますが、船形地区の塩害防止対策についての御質問でございますが、南部漁港事務所に問い合わせましたところ、昭和６１年１０月１日付船形西区長名をもって消波工設置方陳情書が提出され、これを受けて南部漁港事務所としては昭和６２年度に消波工工事を実施すべくすでに国に対し予算要求済みであるとの回答を得ました。館山市といたしましても県に早期着工をお願いしてまいります。

次に、１０番目の御質問、船形西青年館の土地問題についてでございますが、同敷地は国有地であり、海岸保全区域内占用許可を得て現在無償にて使用をいたしております。今後、大蔵省の普通財産に所管替えのお話を聞いておりますが、正式な文書はまだ届いておりません。正式文書の通知があり次第、地元町内会と話し合い、検討をしてまいりたいと存じます。

次に、１１番目の質問でございますが、夜間緊急医療体制の充実につきましては、安房郡市２市８町１村で構成する安房郡市広域市町村圏事務組合が実施主体となり、千葉県救急医療機関整備事業の補助を受け、夜間、休日等における救急医療体制の整備拡充に努力をいたしているところでございます。夜間脳卒中等により倒れた場合の措置につきましては、消防本部に対し救急通報をすると、同本部は急患の容態等を聴取し救急車の出動及び問い合わせに対しての情報を提供するとともに、県救急医療情報センターの救急情報システムを駆使し、夜間待機施設、救急２次病院、救急３次病院等へ患者の容態等により収容するわけでございます。

次に、人工血液透析患者の透析受け入れ時間の拡大につきましては、現在原則として日曜、祝日を除いて午前８時３０分から午後５時まで安房医師会病院内の腎臓センターにおいて専門医による血液透析が開設さ

れております。

御質問の、サラリーマン等が勤務を終了する午後5時以降にも開設してほしいとの御意見かと存じますが、これらにつきましては、最初の御質問と同様、その趣旨等を十分踏まえながら、今後とも安房医師会を初め関係機関に対し積極的に要望してまいる所存でございます。

以上、答弁を終わります。

○2番（田沢勝信君）　売上税の問題について、昨年の選挙中に中曽根首相は、減税は言いましたけれども、財源対策については別途協議をしていただくというお話でした。あわせて、そのときに言われたのは、先ほども申し上げましたように、いわゆる国民が反対するような大型間接税は導入しないんだ、こういうことを選挙期間中に言っていたというふうに思います。

そういう意味から申しますと、今、自民党政府が提案している売上税の内容を見ますと、先ほど市長さんから午前中に今回の売上税は中型ではないだろうか、首相もそういうふうに言っているというお話もあったんですが、実は総売上額の9割が課税業者が販売している額なんです。そういうことから考えますと、当然大型間接税というふうに言わざるを得ないというふうに思います。

市長さんは、午前中の答弁の中で、中型間接税ではないのかという認識も示されたんですが、何をもって、何を基準にして中型というふうに言われるのか。もし、中型だというふうに言われるんであれば、その基準をきちんと示すべきだというふうに思います。私は、その基準が公約違反になるのかならないのかという一つの基準になると思うんです。今、市民はそのことを求めていると思うんです。午前中の質疑とも関連しますけれども、市長さんには実は市民がそういうことを求めているというふうに思います。確かに国会の中で審議中ですから、公式見解は避けたいということのようですけれども、市長さんの個人的な見解でもかまいませんので、この際、中型間接税というふうに言うのであればその基準をきちんと示していただきたいと思います。

○市長（半澤良一君）　先ほど神田議員の御質問にもお答えしましたように、租税体系を批判する場合にはやはりそれなりのしっかりした租税

理論を持っていなければ批判はできないというふうに私は考えているわけでございまして、そういう意味でそれだけのしっかりした租税理論についての勉強をしておりませんので、御答弁は差し控えたいとそう考えているわけでございます。

○２番（田沢勝信君）　そういうことであれば、午前中、市長さん自身の口から中型間接税ではないかというお話があったので、私は何を基準として中型間接税と市長さんが言われるのかと今質問しているわけです。それに対して今市長さんは租税理論がないから答えられない、差し控えたいというふうに答弁しているわけですが、どうもかみ合いません。

租税理論が市長なりにあって中型間接税と考えるということだと思うんです。ですから、私はその基準は何なんですかと聞いているわけです。再度答弁をお願いします。

○市長（半澤良一君）　先ほど、神田議員に御答弁申し上げましたことは、中曽根さんは中型間接税だと言っているから中型間接税とも考えられるんではないかという見解を申し上げたわけで、私がそう考えているということではございません。

○２番（田沢勝信君）　市長さんのお考え、首相が言っているからそうだということですね。これからいろんな政治の選択があろうかと思うんですが、首相が、例えでいえば、黒を白だと言った、こう言っても首相が言えばそうだ、そういう政治姿勢をとられるということですか。

○市長（半澤良一君）　そう申し上げているわけじゃなくて、そうとも考えられるんではないか、こう申し上げたつもりでございます。

○２番（田沢勝信君）　「そうとも考えられるのではないか」ということ、常識的に言えば、そういうふうに考えられる可能性もあるのではないかということですから、考えられる根拠があるわけです、ここには。なければそうは言えません、私に対してそういうふうに考えられるのではないでしょうかと言っているわけですから。私は考えられません。きちんとした基準が示されなければ考えられませんので……。

○市長（半澤良一君）　中型間接税だと断定したわけではございませんので、中曽根さんがそう言っているからそうとも考えられるのではないかと疑問符を付けて申し上げたわけでございます。

◎２番（田沢勝信君）　２番目の売上譲与税の計上の問題とも関連すると思いますけれども、私は、市長さんがどうもこの問題については逃げの一手だというふうに感じます。今、売上譲与税の問題について実はこれまで３人の議員さんから質問があったわけですね。３人の議員さんからも質問の内容は市民が売上税に反対なのか賛成なのかその目安として売上譲与税がいわゆる市町村の予算案に計上されているかどうかということで見ているんです。これが一般の市民の常識ですよ。これに反して館山だけが計上したものですから、市長さんいかがですか、たしかに地財計画からいえば従来どおりです。しかしながら市民の感情というのは明らかに違うんです。この予算計上が売上税導入に反対か賛成か、そういうリトマス紙みたいな感じで見ている面があるんです。

自治省から通達が出ました。県と政令都市、ここに対して予算案を組むにあたっては売上譲与税を加味した形で計上しなさい、実はこれが国会で問題になって新聞にも出ました。社会党も抗議しました。そういう世論があったんです。あってなおかつ館山市のみがいわゆる地財計画だけに従うんだ、市民感情は全く考慮に入れてないんだ、こう思わざるを得ないんですが、市長さん、その辺の事情については十分市民感情というものを御存じでしたか。３人の議員さんがそのことを実は聞いているんじゃないかというふうに思うんですが、私だけではないと思うんですが……。

◎市長（半澤良一君）　売上税そのものに対しましては、私は何遍も申し上げておりますとおり反対でも賛成でもない、国政の問題ですから、国で十分審議をしていただきたい。

それから、市民の間に売上税反対の声があることも十分知っておりますが、しかし、全部が全部、みんな反対だというわけでもございませんし、私の知っている範囲内でもこれを肯定している方々もいらっしゃるわけで、そういう立場から考えて私はこの際、今申し上げたとおり賛成でも反対でもない、国政の問題として審議してくれ、ただ予算編成の技術上の問題として売上譲与税を市の歳入に計上いたしたわけでございます。

◎２番（田沢勝信君）　そういうことではないんです。市長さんが反対

でも賛成でもない、これはわかりました。市民が注目したのは実は売上譲与税が自治体の予算案に計上されるかどうかということが一つの自分たちが選んだ市長さんなり、村長さんなり、県知事さんなり、そういう市民を代表する方が売上税に対してどういう態度をとっているのか、そういう目安として見ているということなんです、市民も含めて。そういうことは全く考慮はされなかったのかどうなのかということを聞いているんです。

○市長（半澤良一君）　売上譲与税の予算算入が即売上税を認めたことだというふうに理解することは少し短絡過ぎるんではないかと私は考えております。あくまでも、自治体の予算編成上の技術的な問題だと理解しております。

○２番（田沢勝信君）　この辺もなかなか平行線ですから、もう少し質問を先に進めたいと思います。

先ほど電気税とガス税を例にとりまして、今回の売上税が持っているいわゆる市民への負担増加というんですか、非常に顕著になったというふうに思います。

この数字とあわせて、当然今回の税制改革が実行されますと市の減収に見合う分だけの補てんが国からある、こういう話があると思うんです。その問題と実際に売上税が導入されていろいろな物品を購入して市が新たに負担する増加分、これが本当に関連しているのかどうなのか。

今回の税制改革は増減税同額ということですから減収があった分補てんします、こういう仕組みです。ところが、実際に売上税がかかって、そういう物品を買っていろんなサービス事業をやって当然負担がふえます。その分の補てんまでをやる仕組みになっているんですか。もし、なっているんであれば売上税の全体の額の７分の１を市町村に譲与税として交付する、その残りの２０％を地方交付税として交付するというお話でした。その額が果たして市の負担する増額分まで補てんする内容になっているのかどうなのか。

当然１月から３月の予算組みましたから具体的な項目として算定していると思うんです。総務部長も算定してあるというふうにおっしゃいましたから。先ほど山中さんも同じ質問をしてました。あまり詳しく答弁

やりませんでした。これを全部言ってみてくれませんか。例えば、学校が楽器を買う予定があるとしますね。これは免税がなくなります。この補てんは国がしてくれるんですか。そういう財源補てんの内容になっているんですか。

◎総務部長（飯野芳郎君）　制度的には、地方財政計画で盛られておりまして、今回の売上税の導入に伴いまして地方財政計画にそういうものが計上されているというふうに聞いておりますので、制度的には補てんがあるというふうに理解しているわけでございます。１月から実施になるわけでございますけれども、どういう形で当市に影響が出てくるかということはその経緯をみないと今のところは定かではないということでございます。ですけれども、何度も申しますけれども、制度的には国で補てんがなされるというふうに理解しております。

○２番（田沢勝信君）　そういう国からの完全な補てんがあるという理解の中で予算を組んだわけですから、小さい項目も出ているわけですね。総務部長さん計上されているというように言いましたね。例えば、１月から３月の間、年度末ですね、当然いろんな公共事業もやると思うんです、市の事業をその期間で。当然その期間でやれば税金がかかるわけですね。幾らの額ですか、それは。影響が少ない少ないというふうに言ってごまかしていると思うんです。何円ですか。

◎総務部長（飯野芳郎君）　大まかな数字でございますけれども、当市の６２年度の予算でこの売上税の導入の影響のあるものを具体的に言えば、物件費が１０億円、それから普通建設事業、工事費でございますけれども１４億５０００万円ぐらい計上されているわけでございます。そうしますと、売上税の導入で影響があるのが全体的に２５億でありますけれども、これは当該年度の１年間の予算でございまして、これが、先ほども市長から答弁申し上げておりますとおり、年内にほとんど発注が終わるということでございますので、おおよそ例年のことからしますと約１割ぐらい残るであろうというふうに考えているわけでございますので、２５億の全体的に当初から売上税が導入されれば５％ということで１億２５００万、それの約１割が未発注になっておりますので、１０００万ぐらい影響が出てくるんじゃなかろうかというふうに考えておりま

す。

具体的に、それであれば予算にその分を計上してるのかということでございますけれども、具体的には細かい積み上げをやって予算編成しているわけでございますが、それは購入にあたってどういう形で影響が出てくるかということを精査しまして、予算の対応についてはできるだけ普通建設につきましては執行の内部捻出でやっていきたいというふうに考えているわけでございます。

◎２番（田沢勝信君）　内部捻出で対応したいということですから、具体的に売上税の導入によって何円影響を受けて、それに対して予算措置はしてない。内部的にいろんな発注段階であるかと思うんですが、そういうことで対応したいということですね。計上していないわけですね。答弁を修正するわけですね。午前中は計上してあるというお話でしたが……。

◎総務部長（飯野芳郎君）　全体的には１．６％の物価上昇を見込んで計上をしてあるわけでございますけれども、具体的に売上税が導入されまして、われわれが購入いたします物品等の価格にどういうふうにして影響が出てくるかということは今のところ定かではありませんので、それ以降対応してまいりたいというふうに考えているわけでございます。

◎２番（田沢勝信君）　計上していないということがわかりました。

もう１点。今、国の予算審議が大変遅れております。暫定予算になるということはほぼ確定的という状況があると思うんです。一方で市が行う発注はほとんど年度内にやれるというお話です。私は、今の国会審議の状況からいきますとほとんど年内に発注し終わるというのは無理じゃないでしょうか。むしろ年を越すんじゃないでしょうか。今の想定よりははるかに多くなるのではないかというふうに思うんです。

そういう意味で売上税導入に伴って市の財政負担が具体的にどれだけになるのか、そこをはっきりしてその対策をとらなければいけない。ましてや市民にその負担分を転嫁するというのはもってのほかだ、国の補てんがはっきりしているのかということを聞いているんですが、とりあえず年内発注、影響をできるだけ少なくしたいということですけれども、今の国会審議の状況からみてはたしてそういうふうになるのかどうなの

か、どのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。
◎総務部長（飯野芳郎君）　当市が発注いたします普通建設事業につきましては、ほとんどが市の単独事業でやっておりまして、国の公共事業等は当市におきましては非常に少ないわけでございます。ということで、なるべく例年以上に年内発注に努めてまいりたいというふうに考えているわけでございます。
◎２番（田沢勝信君）　マル優の問題、これも一連の税制改革の一環としてマル優廃止が入っているんです。さきの質問でも申し上げましたけれども、議会の中で２回その存続を求める決議をしてきました。市長さんの答弁は、その決議は尊重するんだ、一連の改革なんでその線に沿って計上したんだ、こういう答弁です。これも私は、今の館山市民の感情あるいはまた議会のこれまでの経緯からいって、やはり軽率だというふうに思います。単に事務的にやったんだということでは済まされないというふうに思うんですが、これも譲与税の問題と同じですけれども、市長さん再度その辺についてどのようにお考えになっているのか。
◎市長（半澤良一君）　御答弁申し上げましたとおり、あくまでも予算編成の技術上の問題として処理をいたしたわけでございます。
◎２番（田沢勝信君）　売上税の問題については、あくまでも市長さんが自分の見解を言いませんので、論議をしてもこれ以上進まないんじゃないかというふうに思います。
　しかし、私が受けた印象としては、単に技術上の問題じゃなくて、やはり何か自民党政府に追随している、そういうことを感じざるを得ません。それは申し上げておきたいというふうに思います。
　次に、富士ディーゼルの再就職の援助について、今お話があったんですけれども、再就職援助計画、これは特定不況業種に認定されますと当然大幅な人員を削減する場合には再就職の援助計画を出すことが義務づけられていると思うんです。富士の会社は実際には何名の再就職の援助計画を出しているのか、もし調査してあればお願いしたいと思います。
◎経済部長（安西良一君）　現在、私どもの方でお伺いしているのは、１３６名のうち１１３名が申請をしておるという状況でございます。なお、そのほかに外部への転出者もあるようでございまして、また再就職

者――実際に再就職した人も３名おるということで全体的には１３１名というように聞いております。

以上でございます。

◎２番（田沢勝信君）　この問題について職業安定所の話ですと、具体的な会社が独自に出した再就職援助計画は１０名ほどというお話を聞きまして、正直言ってびっくりしているんです。２０代が４人、３０代が２３人、４０代が３１人、こういう若い方もいらっしゃるわけです。ぜひ私は、今後――もちろん安定所に対して再就職の援助計画を何人出してもかまわないということになっているんですが、その他を安定所に任せるということも可能なわけですから、そうじゃなくて最低限会社が再就職の面倒をみる、そういう姿勢がほしいと思うんです。あの高島炭鉱の労働組合の書記長さん命をかけて組合の再就職をやった。ましてや日本鋼管を背景にしている富士が再就職の援助ができないわけはないと思うんです。ぜひ市長さん会社に対してその辺働きかけを行ってほしいというふうに思います。

それから、次に船形地区の塩害対策の問題とあと土地の問題については了解をいたします。

最後の、夜間の緊急医療体制の問題なんですが、たまたまなんでしょうけれどもよく聞く話なんです。先ほど脳内出血の例が挙げられましたけれども、脳内出血で倒れて救急車を呼んで当番医の病院に行った、ところが出血が止まっていなかった、翌日ある専門の病院に行ったらこんなに出血がなっていた、こういう話を間々聞くんです。

もちろん、私は広域市町村圏が努力されている医療体制の充実については承知しているつもりです。しかしながら、そういう例が間々出てきているということを認識してほしいんです。その上で夜間の緊急医療体制の充実を図っていただきたいというふうに思いますけれども、再度市長さんにお答え願いたいというふうに思います。

◎市長（半澤良一君）　今後とも御指摘の点を十分考慮の上、緊急体制の充実に努めていきたいと思います。

◎議長（伊賀多朗君）　以上で２番議員君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後２時３６分　休憩

午後３時０５分　再開

◎議長（伊賀多朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

（市長半澤良一君登壇）

◎市長（半澤良一君）　本日の通告質問、今までの４人の議員さん方からいずれも売上税に対する御質問が出たわけでございまして、その都度私は誠意をもって私なりの考え方を申し上げたつもりでございますが、まだ十分私の意思を申し上げ足りなかった点があると今考えておりますので、それを補足する意味で、議長さんのお許しを得て、また皆さん方のお許しを得て、短い時間でございますがしばらくひとつ申し上げてみたいと思います。

今、地方６団体――すなわち全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会の６団体で構成しております地方自治確立対策協議会というものがございまして、この度の抜本的な税制の見直しにあたって政府に対して緊急要望をいたしているところでございます。昨年の９月１０日でございます。それを読んでみます。

「税制の抜本的見直しに当たっての地方税財源の確保に関する緊急要望。税制の抜本的見直しに当たっては、地方の役割の増大等に対応した地方財源の確保、巨額の借入金を抱える地方財政の健全化の観点から、特に下記事項の実現を図るよう強く要望する。

記、１、国・地方を通ずる個人所得課税、法人課税の減税が行われる場合には、これに伴う地方税及び地方交付税の減収に対し、地方税及び地方交付税について恒久的かつ完全な補てん措置を講ずること。２、特に、新しいタイプの間接税が導入される場合には、その一部を地方税とするとともに、国税部分は、地方交付税の対象税目とすること。３、現在、所得税が課税されながら、住民税が課税されていない利子・配当所得について、住民税を課税できるようにするための制度を確立すること。また、現行の非課税貯蓄利子について、所得税において見直しが行われる場合には、住民税についても適切な対応措置を講ずること。昭和６１

年９月１０日、地方自治確立対策協議会」、以下、地方６団体が名前を連ねているわけでございます。

こういうことで、全国市長会も全国市議会議長会も地方税財源を確立をしてくれ、新しい税制になったときには確立してくれ。「新しいタイプの間接税が導入される場合には、その一部を地方税とすること」、この場合には、すなわち「新しいタイプの間接税」といえば売上税でございますし、したがって「その一部を地方税とする」ということは地方譲与税ということでございますし、「国税部分は、地方交付税の対象税目とすること」、売上税の７分の６の２０％を地方交付税に今度の政府の原案ではなっているわけでございます。それから、特に「現行の非課税貯蓄利子について、所得税において見直しが行われる場合には、住民税についても適切な対応措置を講ずること」ということで、利子割交付金がこれにあたるかと私は考えているわけでございます。

そういうことで、今回の税制改正にあたっては我々はこうした要望を強く政府に向かってやっているわけでございます。そういうことで私は地方財政計画にそうした我々の要望が入れられているという立場から地方財政計画に従って予算編成をいたした、こういうことでございます。これは私だけじゃなくて全国市長会、全国市議会議長会においてもこの中に入ってこういう要望をいたしているわけでございます。決して中曽根内閣に追随するわけではなくて、我々がこういう要望をした、それに対して政府がいろいろな形で我々の要望にこたえた、そういうふうに私は理解をいたしているわけでございます。

何度も申し上げますけれども、新しいタイプの間接税がはたして大型であるか中型であるか、いいのか悪いのか、そういうことは私の判断すべきことではなくてこういう要望に従ったということだけを申し上げまして、今まで、十分に、私の意見が足りなかった点がございましたので、一応こうした要望に基づいているんだということを申し上げたわけでございます。

終わります。

◎議長（伊賀多朗君）　以上で市長の発言を終わります。

会議を続けます。２２番議員林　豊君。御登壇願います。

（２２番議員林　豊君登壇）

◎２２番（林　豊君）　通告質問者も最後の質問になりまして、市長さんを初め執行部の皆さま、あるいは議員の方々さぞお疲れのことと存じますけれども、いましばらく御辛抱願いたいと存じます。

過ぐる３月２日の開会にあたりまして、昭和６２年度の新予算審議に先立ち、市長は市政運営に関する所信を述べられ、その中で、第４期目の初年度を迎えるに当たり、心新たに地域経済の活性化を主眼として、市民とともに英知を出し合い、市民の一人一人が希望と誇りの持てる魅力ある館山市をつくり出すことが私に課せられた使命であるとその決意を披歴していらっしゃいます。

さて、ますます緊迫化する国内経済情勢の中で、地方自治体に及ぼす財政事情も一段と厳しさを加えてまいりました昨今、我が千葉県におきましては東京湾横断道の建設、上総新研究開発都市構想の発足という一大プロジェクトが展開される一方、南房総振興の柱となる半島振興計画がスタートをする画期的な年次を迎えて、エポックメーカーとしての館山市は２１世紀に向けて活力ある文化福祉都市を建設するためには何をなすべきかまことに重大な時期に差しかかったというべきでしょう。

そこで、私は、市長が就任以来１２年間香り高き文化福祉都市の建設に全力を傾注してこられましたが、今ここに心を新たにして地域経済の活性化を図ることが焦眉の急であるという心境にお立ちになったということは、今までの方針、軌道を修正するかのごとく受けとめるのでありますが、その真意はどうでありますか。

特に、我がまち館山市は、観光を基調とした産業の振興が根本的認識であるとするも、本年度特に組織を設けて海洋性リゾートタウン計画を推進するとしておりますが、その組織とは何かお尋ねをいたします。

過去において、市は観光振興のためにコンサルタントを委嘱して種々研究調査を行い、また市商工業者を中心とする館山市近代青年研究会がみずからこれを研究し、貴重な提言をするなど、観光に対する調査研究は十分行われてまいりましたが、私はすでにその段階はとうに過ぎ、今やこれを実行に移すときにきていると思います。

観光は、何といってもまずお客がより多くまちを訪れることが第一条

件であります。最近の南房総の観光は私どものひがみかもしれませんが、その主流が外房に移ってしまったようにも感じられます。観光を盛んにするには何よりも観光客を誘致することが必須の要件であると考えられますが、何か新しいプロジェクトよりイベントが見つかったのでしょうかお尋ねをいたします。

次に、国道１２７号バイパスを初めとする市を取り巻く道路交通体系の整備でありますけれども、道路交通網の整備は直接産業の発展に大きな影響を及ぼすものであり、前問題とともに大きなかかわりあいを持つ重要な施策でありますことは自明の理であります。内湾における経済産業の伸長が大きく阻害されているのも一にかかってこの問題にあると思われます。

数年前から南房総の道路交通網の整備状況は、国道４１０号を中心とする木更津・外房を結ぶ交通体系に重点が移行され、市街地の密集する内房はその困難性をかこってか遅々として進まぬのが現状であります。館山から木更津まで延長約５０㌔、内房縦貫道路となる１２７号バイパスはその終点である館山バイパスだけはようやくその一部供用を開始されたのみで、その長さは全面供用をクリアしてもわずかに６．７㌔、その先、富浦、鋸南を経て富津、君津に至るまでには実にまだ４３㌔が未着手であります。東京湾横断道が完成するのは昭和７０年ごろと聞いておりますが、はたしてこの貫通までにこの内房縦貫道路がその全長の何％ぐらいが供用を開始されるかはなはだ寒心に堪えないものがあります。

そこで、お尋ねをいたします。富浦・鋸南バイパスの着工はいつごろになるのか。さらには、富津・君津バイパスの進捗状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

第３の問題は、産業振興対策であります。活力に満ちた産業の都市づくりを推進するには、商工業の発展はもちろん、恵まれた自然環境を基調とした農水産業の振興を図らねばならぬと思われます。特に、農業においては、国の施策であるほ場整備事業、農用地流動化促進補助対策など生産基盤の整備によって中核農家を育成し、高度の生産性をもつ農業構造の確立を図りたいという御意見でございます。それでは、一体具体的にどのような農業を推奨しようとするのか。さきに、市は農業企画研

究会なるものを組織して種々研究を重ねてきたところでありますが、その成果はどうであったかお尋ねをいたします。

昭和５３年にこの会を設けて以来１０年間、毎年３０万円の補助措置がなされ会が運営されてきたようでありますが、本年度はこれを縮小するかの考えのようにも受けとめますが、１０年間便々と座談会を繰り返した、何の成果も見られなかったのではあまりにも無策ではありませんか。市のこれに対する御所見をお伺いをいたします。

最後に、水道未給水地域の解消でありますが、館野、九重地区はいまだ館山市水道の未給水地区として取り残されております。市のアンケート調査によりますと、この地区の７０％は給水を渇望しておることが明らかになっております。また、近代社会では水道は文化のバロメーターとさえいわれております。市は６０年大井、水玉、薗地区にそれぞれ地下水の試掘を行い、有望な水源を掘り当てたにもかかわらず、いざ取水という段階に至りまして大井地区の農業用水、一部家庭用水にも影響が出たことから、この計画がとんざをし現在保留となっているようでありますが、今後この解決をどう始末をつけるのかお伺いをいたします。

本年度は、拡張事業として緊急時給水安定対策を実施する計画と承っておりますが、また一方、三芳水道においても水源拡充対策を計画中であると聞いております。一体、この未給水地域の解消は市の水道拡張計画の中でどのようにお考えになっているのかお伺いをいたします。

以上、４点について質問を申し上げましたが、答弁によりまして再質問をいたします。

（市長半澤良一君登壇）

◎市長（半澤良一君）　御質問にお答えをいたします。

第１点、地域経済活性化をさらに推進するため新たに考える施策とは何か。推進せんとする組織企画とは何か。特に観光についてという御質問でございます。

現在、商工観光課で進めております総合的な海洋性リゾートタウン計画を推進する中で南館山マリンパーク構想の実現化を初めとした地域活性化を図るための諸施策を実施していくために経済部内に仮称地域振興室を設置をいたす予定でおります。

また、新たに産業立地対策を進めるための産業振興基礎調査を実施をいたします。

さらに、また観光施策といたしましては、地域の特性を生かしたリゾートタウン館山レジャーアンドスポーツクラブ会員制度及びまちとむらの交流促進事業を行ってまいります。

また、観光協会においても、観光問題研究部会を設置して活動しておりますが、市といたしましても各種事業の実施にあたりまして必要に応じて組織づくりも考えているわけでございます。

次に、国道１２７号バイパスの進捗の見通しと鋸南・富山バイパス、さらに富津、君津に至る連絡路線の見通しについてという御質問でございます。

国道１２７号館山バイパス７．６kmのうち、館山分の用地取得率は８８．６％、富浦は９０％でございます。工事の進捗率はおおむね４０％で一部供用８００ｍを含め唯一のトンネルも完成、橋梁も５基のうち３基が完成もしくは工事中であり、そのほか富浦地内の国鉄内房線の跨線橋、川名地先のバイパスの跨道橋も現在工事中でございます。

館山バイパスから富山町の検儀谷間７．６kmは、地元の熟度が不十分というような状態からルート選定が進んでおりません。

鋸南バイパスの富山町検儀谷から富津市金谷間８．５kmにつきましては、すでに事業化され、用地取得率約５０％でございます。

鋸南町保田から富津市竹岡の間７．９kmは、ルート選定作業が終了し、路線決定承認手続き中であり、緊急度の高いことから６２年度事業着手を考えているということでございます。

竹岡から君津市小山野間は、ルート選定作業中であり、小山野から木更津市大久保間約１０kmにつきましてはルート選定作業が終了し、路線決定承認手続き中と聞いております。

いずれにいたしましても、地元の熟度、特に地権者の皆さんの御理解と御協力が事業進捗を図る上での最大のかぎであると考えております。

第３点、産業の振興対策、なかんずく農業の振興について、ほ場整備の推進、農用地流動化による中核農家の育成を図った後、どんな農業構造を確立するのか。また、農業企画研究会の効用、活動状況についてと

いう御質問でございます。

農業の振興につきましては、生産基盤の整備として４５％にあたる７８９．１㌶のほ場整備を実施し、今後３６０㌶の整備を計画しているところでございます。また、農用地流動化につきましては、昭和５６年から農用地利用増進事業を実施しておりまして、昭和６５年までの利用権設定目標面積２４１㌶に対し５１．５％にあたる１２４㌶の農地に利用権を設定し、中核農業への農地集積を図っているところでございますが、今後とも着実に事業を推進してまいります。さらに、生産性の高い農業構造を確立するため、各農協支店を会場に地域農業振興を推進する会の開催等実施しておりますが、今後とも農業を取り巻く環境を十分検討して、安房農業改良普及事務所等と連携し、農業者の意向を取り入れながら地域の特性を生かした農業の推進を図ってまいります。

次に、館山市農業企画研究会でございますが、農業に関する諸問題についての研究等、特に構造的変革、転換を迫られている日本農業に対する意識の変革を目的に昭和５３年に設立され、４０歳未満の専業農業従事者で組織されているわけでございます。この研究会には畜産部会、野菜部会、花卉部会の３部会がございまして、安房農業改良普及所等の指導を仰ぎながら研修会、先進地視察、転作展示ほ設置などの事業を実施してきたところでございます。しかしながら、離農者や高齢化の進む中で新しい時代の農業後継者としての役割は大きなものがございます。農業の中心的な担い手として豊かな地域農業を形成するための積極的な活動を期待しているところでございます。

第４点、水道未給水地区解消についてでございますが、計画水源につきましての現状でございますが、１２月下旬に地元地区内の戸別折衝を行い、また水道整備促進会の方々には引き続いて御尽力をいただいてまいりましたが、残念ながら見通しはついておりません。なお、２月中旬には促進会より取水の困難性から他の水源による上水道計画とその促進について御要請がございました。

三芳水道との関連につきましては、調査中のダム計画の中に館野、九重地区を含めることができるかどうかの検討を進めているところでございます。

経済的にどうかという御質問でございましたが、地下水に比べましてダムは多額な事業費がかかり、コスト面ではかなり高額なものとなると考えております。

以上、簡単ですが、答弁を終わります。

◎２２番（林　豊君）　第１点目の観光問題に関してでございますが、いま少し具体的にお尋ねを申し上げたいと存じます。

観光企画研究会というふうなものがこの南房総を取り巻く市町村、すなわち館山市を中心とした内房の１市４町村でございますか、あるいはまた外房の方におきましては、外房を取り巻く鴨川市を中心とした整備構想研究会が設けられております。片方は民活まで動員をしたような具体性のある、実現性のある観光を考えたいということで、最近１市５町、すなわち鴨川を中心とした長狭地域の市町村が外房の観光サミットになるように努力をしてまいりたいというようなことをやっておりますが、どうも私の方は一歩遅れをとってしまったんではないかというふうに感じておりますが、内房の方にも黒潮観光問題研究会というふうなものがあるように伺ってますけれども、そういうものは実在をするんですか。それがもし実在をするとすればどのような組織を持っていらっしゃるのか。館山市に関係のある部分で結構でございます、お知らせを願いたいと存じます。

◎経済部長（安西良一君）　黒潮観光協会の関係でございますが、館山市それから白浜町、千倉町、この１市２町の観光協会で組織されておりまして、具体的な仕事といたしましては、共同いたしまして観光客の誘致をする、あるいは共同宣伝をしていくというようなことが主な事業でございます。以上でございます。

◎２２番（林　豊君）　それともう一つは、リゾートタウンレジャーアンドスポーツクラブ会員制度というのが新たにできて、近々に発足をするんだというようなことを伺っておりますが、館山市で過去において随分スポーツレジャー関係の施設も建設をしてまいりましたけれども、これらではまだ足らないのかどうか。

今回、施政方針の中でも明らかになっている内陸レクリェーション施設基礎調査というようなものが、このいわゆるリゾートタウンレジャー

アンドスポーツクラブの中に計画をされているのか、この問題についてもお伺いをいたします。

○経済部長（安西良一君）　レジャースポーツクラブの関係でございますけれども、まず、これにつきましては、現在ある施設といいましょうか、そういったものを観光客の方により多く訪れていただきまして御利用いただこう、しかも、例えばテニス場を持っている方、あるいはゴルフ場だとか、ゲートボールの施設がある方、あるいは花摘み園、イチゴ狩り、そのほかソフトボールだとか野球場だとか、あるいはそのほかにも釣り船、こういう方々と提携をいたしまして、一定の会費を納めていただきまして会員券を買っていただきます。そして約１割ぐらいでございますか、割り引いていただきまして、何度も館山市に訪れていただいて、そういう施設を御利用いただき、もっともっとスポーツを楽しんでいただく、そしてその輪を広げていただくというのがレジャーアンドスポーツクラブでございます。

それから、施設が足りないのかという御質問でございますが、これにつきましては現在あるものをより選定して御利用していただく、こういうことで基本的には考えております。

以上でございます。

○２２番（林　豊君）　私は、何か考え違いかもしれませんが、内陸レクリエーション施設の基礎調査を行うんだということでありますから、いわゆる観光媒体としてまだ不十分なものがある、まだそれ以上設備したいというような構想があるのかというふうに考えたのですが、それとは全然かかわりあいがないということでございますか。

○経済部長（安西良一君）　内陸関係の基礎調査といいますのは、現在大体海を中心といたしまして海洋性の施設――どのような施設をしたらよろしいか、またペイするのかというようなことでいろいろ今調査をお願いしている段階でございますが、それだけでは非常に地域的にも狭いし、メリットといいましょうか、魅力が少ないというようなことからいま少し地域を広げて内陸的な面も合わせて活用した方がより有効になるんではないかというようなことも出てまいりまして、それではということで、今年度６２年度引き続きましてそういう調査もやってみようとい

うように計画いたしたものでございます。

したがいまして、何をどのようにということは現在具体的にはまだ決めておりませんですが、内陸の方で、海の方と連携したもので何かできやしないか、こういうようなことでの調査でございます。

以上でございます。

◎２２番（林　豊君）　今、執行部で申された館山マリンパーク構想というものでございますけれども、これは平砂浦を中心とした構想でございますか。この間、私もはっきり覚えておりませんけれども、館山市のローカル紙である房日新聞がちょっとこのことに触れて、何か大きなホテルが平砂浦にできるんだ、それは来年の４月あたりから着工するというふうなことも伺いましたが、それは本当に決まったんでございますか。

◎経済部長（安西良一君）　この計画のものとは違うと思いますが、現在、私どもで調査をしておりますのが、例えば……。

◎市長公室長（斎藤武男君）　平砂浦にできますホテルアクシオンの関係でございますが、この関係につきましては市の公社が所有しておりました土地が、この前から御報告申し上げておりましたように、民間の方が買収をしていただきまして、いわゆる会員制によりますところのホテルがこの３月から建設されているところでございます。

◎２２番（林　豊君）　大体、観光についていろいろなイベントもしくは施設、あるいはいろいろな構想が練られているということについては、非常に前向きの姿勢で観光に取り組んでいらっしゃるということで了とするものでございますけれども、質問の中でも申し上げたように調査は随分行われてきたんだ、ですからここで館山市の商工業もしくはそれを中心とした経済情勢が非常に沈滞化をしているということから、私はなんでもいい、試行錯誤でも結構、なにか大きなものをやっていただいて、アドバルーンを上げていただくことがいわゆる焦眉の急ではないかと考えて、非常にこの問題については大きな期待を持っておりますので、なるべく早く実行に移すように努力をしていただきたいというふうに考えるわけであります。

次の、内房縦貫道路の建設でございますけれども、国道４１０号が国道昇格をされたのはたしか５７年か５８年だと伺っております。そのこ

ろから市長の施政方針の中でも道路交通網の整備は、国道においては４１０号を強力的に推進をして南房総の利便を図りたいというようなお考えを施政方針の中で５８年度の３月議会に出されております。そんなことで一体内房縦貫道路の建設促進委員会というものが木更津から白浜までの４市４町１村の市町村長さん、議長がこの協議会に入って今までやってきたわけですが、国道４１０号の方の整備促進同盟というようなものとどちらが早くできたんだか、今になりますと国道４１０号の方がどんどん進んで内房縦貫道路はいつになっても進まないというのが現状ではないかというふうに考えます。

今、市長さんの答弁のなかでいろいろ県単の事業あるいは建設省の事業等もその進捗状況も明らかになってまいりましたけれども、まだルート選定作業もできてないというところもあるわけなんで、何とかこれを早く軌道に乗せて、７０年に貫通をするであろう東京湾横断道の竣工に向けて努力をしていただきたいと思うんですが、内房縦貫道路の建設とそれから国道４１０号のいわゆる促進協議会というふうなものはどちらが先にできたのかお答え願いたいと思います。

◎経済部長（安西良一君）　国道１２７号の方はたしか昭和４７年だったと思います。４１０号の方はちょっと私も記憶がございませんですが、最近のものでございます。したがいまして、１２７号の方が早くできておるということでございます。

◎２２番（林　豊君）　質問の中でも申し上げましたけれども、いずれにせよこの道路交通網の整備の遅滞というものが内房経済の振興に大きな障害となっているということはだれが考えても明らかであります。最近になって４１０号ができたのはたしか中村正三郎先生が代議士になられて、ときの建設大臣が始関伊平さんじゃなかったかと思うんですが、国道に昇格をした、一生懸命になってこれをやろうということでやってはきたんですけれども、どうもこれができてしまうと――私も昨年ですか２回にわたって鴨川の現在国保病院のある吉尾地区から林道を経て４１０号をたどって君津まで行ったことがございます。もうそこには山間地帯であるからうなづけるんですが、橋脚が林立をしておってどんどん工事が進捗をしているというふうにも考えられます。

確かに今、市長の答弁の中でもおっしゃっていましたが熟度が足らないというふうなことをおっしゃっておりますけれども、熟度が足らないからといってそのまま放置をしておくとどんどん遅れてしまうというふうにも考えますが、市は一体７０年に横断道が完成した場合にこの房総縦貫道路が開通をしてそうして新しいお客さんがどんどん館山市を中心とした内房に流れてくるかどうか、どういうふうに考えていらっしゃるか御所見を伺いたいと思います。

◎経済部長（安西良一君）　先ほど市長の方からお答えがございましたように、国道１２７号につきましては、富浦と富山の検儀谷までの間のルートが現時点では計画といいましょうか、まだルート選定がなされていないというような状況でございますが、それ以外の地域につきましては６２年度でほぼ全線にわたりまして選定が終わりまして、早いところではルート決定がなされるという段階に入ったということは大変進んできたというように私どもは受けとめております。

また、東京湾横断道路７０年度完成ということに向けて、千葉国道工事事務所といたしましても、それにはぜひとも間に合わせたいというようなことで現在鋭意努力中でございます。私どもはそれを信頼しておるところでございますが、できるだけルート選定の遅れていますところもいろいろと話し合いながら一日も早くルート決定をしていただいて、７０年度に間に合わせるようにしていきたいということで、先だっても関係の部課長会を開きましてそのような話をしたところでございます。

以上でございます。

◎２２番（林　豊君）　この問題につきましては、非常に難しいことでございます。私ども市町村がしゃちほこ立ちをしてもなかなか解決の難しい問題ではありますけれども、内湾の市民は等しくこのバイパスの早く貫通することを願っておるわけでございまして、鋭意このことについては努力をしていただきたいというふうにお願いをいたします。

次に、産業対策でございますけれども、特に農業でございます。５３年から１０年間３０万円の補助金を出して企画研究会をやってきたんですけれども、私は、ただこれは農協とかあるいは農業委員会の合同研修会を年に１回開催する、また、ただその結果、先進地を見に行こうとい

うぐらいのことで、あまり真剣になっておらなかったというふうにも考えられるんです。でありますから、いつになっても３０万がそのままだ。むしろ、私は、現在はいろいろこの種のものが大きくなっていってどんどん補助金がふえてくるというふうにも考えておったんですが、どうも市長の答弁を聞いたりしますとあまり大きな活動がなされてなかったというふうにも考えられます。

それで、ほ場整備事業であるとか、あるいは水田利用再編対策であるとか、農用地の流動化促進事業であるとかというふうなものは国及び県からなされたところの対策あるいは政策でございまして、私はその時期その時期によって政府の方針が違っていろいろのことがなされると思います。しかしながら、時代の変遷もありなかなかその地に適当したところのいわゆる適地適作というふうなものはなかなか発見ができない、なかなか難しいということから、この企画研究会というふうなものをおつくりになったというふうに私は考えておったわけなんですが、館山市においてはしからばどんな作物が現在のところいいのか、どんなものが有望であるかというふうないわゆる作目ぐらいは把握することができたのかどうかお尋ねいたします。

○経済部長（安西良一君）　確かにおっしゃるとおり大変難しい問題でございます。市といたしましても地域農業の推進をする会というようなものを設けまして、農業経営者及び集落が地域農業の生産性の高い農業構造改善を確立するために意識の高揚を図らなければならないというような目的のもとに２月の９日から１７日までの間、各種の農業生産団体の代表者、あるいは農家組合長、あるいは市の方からお願いをしてございます奨励委員の方々、あるいは企画研究会の委員の方々、こういった方々に各農協ごとといいましょうか、本店、支店ごとにお集まりをいただきまして、いろいろと御相談を申し上げたわけでございます。

具体的に申し上げますと――ちょっと、今資料が見つかりませんで、大変恐縮でございますが、具体的には、例えば作物をつくる場合に土壌の問題、あるいは日照の問題、あるいは水利用の問題、こういったものがございまして、何を植えたらいいのか。あるいはまた市場性の問題等もございます。そういったことでこれをというような決め手はないわけ

でございますが、つい最近、安房支庁あるいは農業改良普及事務所等から安房郡市で大体主要作物として栽培できる指針というようなことで、野菜、花、果樹、飼料作物、耕種、こういったことに分けまして種類ごとに品種を２３種掲げてきたわけでございます。そして、その作業暦だとかあるいは耕種の概要、あるいは１０㌃当たりの播種量、あるいは栽培密度、施肥量、病虫害の関係、あるいは１０㌃当たりの収穫量、それに粗収入の目安、あるいは導入にあたってのいろいろな注意事項、こういったことを掲げたものを送られてきたわけでございます。

市といたしましても、これらを中心にどこの場所ではどういったものが合うのか、あるいは集団化ができるのかどうなのか、そういった点も含めまして生産者側にとくとお話を申し上げ、御指導をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎２２番（林　豊君）　時間もないようでございますので、はしょってまとめながら質問を申し上げたいと存じますが……。

この安定農業の確立でございますけれども、適地適作――この館山市にどんな農業が適当であるかというふうなことはなかなか難しい問題でもありますけれども、しかしながら、実際に今、私が直接感じておることは、農用地の流動化を図る、あるいはほ場整備事業を行う、そうして中核農家を育成するんだというようなお考えでやっていらっしゃるんですが……。

館山市に例をとってみますと、東部、西部のほ場整備地区がございます、いわゆる安房中央土地改良区の東部、西部の組合でありますが、これらの農家はほ場を整備するために多額の設備投資をしております。それが今では１年間に約１０㌃当たり３万８０００円ぐらいになっています。そんなことからしますと、大体ここらへんの農家は平均０．８㌶の田んぼを持っているんですけれども、この人々が納める負担金は毎年毎年３０数万円というふうなことにもなります。一方、生産調整で減反を強要される面積はその４０数％、というようなことになりますと、１反歩で８俵しか取れないお米のうち３０俵しか売れないというふうな形にもなるわけです。したがって水田に頼る農業所得者の所得はわずかに３

０万円だというふうなことになりますと、この設備投資をした負担金を償還する――将来２５年乃至３０年間償還していかなければならぬ償還金をどのようにして払っていくのか。そういうことを考えますと非常に憂うべき状態だと思うんです。

でありますから、何とか早く水田を利用したところの換金作物をつくって農家の所得を考えてやらないというと、どんどんこれらの農家はせっかく昭和２４年に農地改革によって得た農地を全部喪失しなきゃならぬという時代がくると思います。これをひとつ館山市でも大いに考えていただかなきゃならぬと思います。

南房の館山ですから観光農業を盛んにすればいいとおっしゃっていますけれども、観光農業を盛んにするような、申し訳ございませんけれども、神戸や西岬の方の農家というものはそういう設備投資は行っておりません。ですから私は、切実ないわゆる昔からの専業農家をいかに救済するんだということをこの際考えていただきたいというふうに考えるんですが、この点に関して市長さんどのようにお考えですか、御所見を伺いたいと思います。

◎議長（伊賀多朗君）　林議員に申し上げます。

時間になりましたんで、一応終わらしていただきたいと思いますので、御了解ください。

以上で２２番議員君の質問を終わります。

以上で通告による行政一般質問を終わります。

会議日程の変更

◎議長（伊賀多朗君）　この際、会議日程についてお諮りいたします。

明１０日の会議日程は、本日に引き続き通告による行政一般質問となっておりますが、本日終了いたしましたので、明１０日は休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊賀多朗君）　御異議なしと認めます。よって、明１０日の会議日程は変更され、休会と決しました。

散　　会　午後3時55分

◎議長（伊賀多朗君）　本日の会議はこれにて散会といたします。

次会は、3月11日午前10時開会とし、その議事は一般議案及び補正予算の審議といたします。

なお、この際、申し上げます。一般議案、補正予算に対する質疑通告の締め切りは3月10日正午、昭和62年度各会計予算に対する質疑通告の締め切りは3月11日正午でありますので申し添えます。

◎本日の会議に付した事件

1　行政一般通告質問

1　会議日程の変更